

平成27年3月11日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

2番	川瀬知之	3番	鈴木みどり
----	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	佐藤勝義
民生部長兼 福祉事務所長	伊藤久幸	開発部長	石川敏彦
教育部長	服部忠昭	総務部次長兼 税務課長	伊藤好彦
総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹	民生部次長兼 十四山支所長	佐野隆
民生部次長兼 介護高齢課長	八木春美	民生部次長兼 児童課長	渡辺秀樹
開発部次長兼 土木課長	竹川彰	開発部次長兼 下水道課長	三輪眞士
会計管理者兼 会計課長	服部誠	監査委員 事務局長	松川保博
財政課長	石田裕幸	秘書企画課長	山口精宏
防災安全課長	橋村正則	収納課長	山守修
市民課長兼 鍋田支所長	平野進	保険年金課長	平野宗治
環境課長	鈴木浩二	健康推進課長	花井明弘

福祉課長	宇佐美 悟	総合福祉センター 所長	佐野 隆
農政課長	安井 耕史	商工観光課長	羽飼 和彦
都市計画課長	大野 勝貴	学校教育課長	立松 則明
生涯学習課長	半田 安利	図書館長	奥田 和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤 邦夫	書 記	浅野 克教
書 記	伊藤 国幸		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

大原議員が少し遅刻するという報告がありましたので、皆様に報告しておきます。

開議に先立ちまして、報告いたします。

本日、3月11日は東日本大震災の発生から4年を迎えます。地震発生時刻である午後2時46分に合わせ、1分間の黙祷をささげたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

続いて、西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、川瀬知之議員と鈴木みどり議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず平野広行議員、お願いします。

○7番（平野広行君） おはようございます。7番 平野広行でございます。

東日本大震災から、きょうで4年目を迎えます。亡くなられた方は1万5,891名、いまだ2,540名の方が不明であります。亡くなられた方には、心より御冥福をお祈り申し上げます。

さて、私は今回の一般質問で12回目となりますが、トップでの質問は今回で2回目となりましたが、トップでの質問のときは、なぜか雪と御縁があるようでございます。2年前の12月議会のときでしたが、そのときも季節外れの大雪でしたので、よく覚えております。きょうは、この雪のように真っ白な気持ちで質問をいたしますので、よろしく願いいたします。

まずは服部市長、先回の選挙におきまして、当選おめでとうでございます。今後4年間、弥富市のかじ取りをよろしく願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

1月25日に告示された弥富市長選挙において、2期連続無投票という形で服部市政3期目がスタートいたしました。市長就任以来、弥富中学校の鎌島地区への新築移転、日の出小学

校の建設を初めとする学校施設の充実、さらにはこの5月に完成します白鳥保育所を初めとする保育所関連の施設等、教育関係の施設については充実したものとなりました。また、「子育てするなら弥富へ」のキャッチフレーズのもと、中学生までの医療費の無料化、保育料の据え置き等、子育て支援の充実が図られてきました。さらに、本市において一番重要な施策であります災害に強いまちづくりにおいて、公共施設を利用した津波、高潮からの一時避難所の設置も順調に進んでおります。これも、豊かな市税収に裏づけされたものであることは言うまでもありません。

このように、8年間順調に市政運営がなされ、市民の皆様より信頼された結果、2期連続無投票となり、3期目となる弥富市政を任されました。選挙があれば、選挙運動期間を通じて、今後の市政に関するさまざまな施策を市民の皆様にしかりと訴えることができたわけですが、それもかないませんでした。

そこで、市長が選挙期間中に市民の皆様へ訴えようとした弥富のまちづくり、市民の皆様へのお約束として掲げた3つのテーマ、1つ、もっと災害に強いまちづくり、2つ、豊かで活力に満ちたまちづくり、3つ、人に優しい健やかなまちづくり、以上3つの大きな考え方にに基づき、3月議会初日に施政方針演説がなされましたが、この施政方針演説の中から新年度の重要な施策について数点、具体的に問題を取り上げ、質問をさせていただきます。

それでは、質問に入ります。

最初に、市長が特に力を入れている災害に強いまちづくりについて伺います。この件に関しましては、昨年9月議会におきましても同様の質問をいたしました。服部市政3期目のスタートに当たり、再度質問し、その方向性を確認したいと思います。

市長は、今までいろいろな場所での挨拶の中で、弥富市は、南は伊勢湾、東は日光川、西は木曾川と、三方を海と川に囲まれたゼロメートル地帯であると言われてきました。しかし、昨年5月31日、愛知県防災部会が南海トラフ巨大地震が発生した場合の被害想定を発表しました。それによりますと、液状化により堤防が沈み込むように壊れ、堤防としての能力を75%喪失し、津波が来る前に浸水が始まると予想されております。そうしますと、津島、愛西といった北部からの浸水も想定され、四方からの浸水を考えなくてはならなくなりました。

先月、弥富市議会で、東日本大震災のとき液状化が激しかった千葉県のパウ安市を視察研修しました。パウ安市は本市と非常に似通っており、海と川に囲まれ、昭和40年ごろからディズニーランドを初めとするレジャーランド、住宅地、工業団地等の造成を目的に埋め立てられた土地でありました。この埋立部分が市の約4分の3を占めております。埋立地ですから周囲は堤防で囲まれているわけですが、本市と基本的に違うのは、埋立地が海拔2.5メートルから4.5メートルであり、本市のように海拔マイナスゼロメートルの土地ではありません。地震時には、液状化によって堤防が壊れましたが、内陸部への浸水はありませんでした。こ

こが本市と違うところであります。本市において浦安市と似ているところは、鍋田埠頭を中心とする海拔5メートルの湾岸地域だけでありまして、その他はほとんどの地域が海拔マイナスの地帯でありますので、河川堤が液状化により破堤すれば、内陸部へ浸水するわけであります。

今回の県からの報告によりますと、弥富市の被害としては死亡者数1,200名と想定されております。これは、55年前の伊勢湾台風のときの死亡者数358名と比較しますと約3倍となり、びっくりするような数字であります。当時と人口数が違いますから単純に比較はできません。当時、弥富町の人口は約1万6,000人であり、十四山村を除き、弥富町だけで亡くなられた方は322名でありまして、現在の人口に換算しますと、死亡者数は約900名となります。今回、南海トラフ巨大地震が発生した場合、愛知県が想定する死亡者数は1,200名ですから、伊勢湾台風をしのぐ大災害となるわけであります。死亡者数ゼロを目指す減災対策として、市長はどのような考えをお持ちであるか、伺います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

平野議員の御質問にお答えする前に、議長並びに議員からもお話がありましたように、本日3月11日は、未曾有の国難とも言うべき東日本大震災から4年が経過いたします。改めて、私からも、お亡くなりになった2万人近くの方々、そしてまた、いまだ不自由な避難生活をしてみえます二十数万人のお方に心から御冥福と同時に、お見舞いを申し上げるところでございます。

皆さんも御承知のように、まだまだ復旧、復興が思うように進んでいないということが、最近の報道からも理解をすることができるわけでございます。また、私ども弥富市の職員も、宮城県の七里ヶ浜町に、いわゆる復興支援という形の中で行政支援に出かけておるわけでございますが、帰ってくるたびにお話を聞くわけでございますが、大変厳しい復興状態であるということ、毎回報告を受けております。

また、御承知のとおり、東京電力福島第一原発の事故については、語らないほどの悲惨な状況であります。そういうようなところが、事故の処理ということについても全くおくれしておるわけでございます。今、改めて私は、各地で計画をされております原発の再稼働はやはりやめるべきだということ、心を強くしておるところでございます。また、原発計画そのものにつきましても、順次計画的に廃止される方向が望ましいだろうというふうに思っておることは、過去の議会の中でも御答弁をさせていただいておるわけでございます。

政府は、ベースロードという形の中での電源として必要だ、あるいは原発に対するコストの問題からして、この原子力発電所のエネルギーが必要だというふうにおっしゃっておりますけれども、私は、地震国日本という状況の中で、余りにもリスクが高いのではないかと

うことがあるわけでございます。国民の声を聞いていただいて、その方向をしっかりとまた定めていただかなきゃならないのではないかというふうに思っております。

今回の東日本大震災と、過去に私たちが経験したさまざまな自然災害、例えば昭和34年の伊勢湾台風、あるいは新潟沖地震、あるいは20年前の阪神・淡路大震災、この東日本と決定的に違うのは、私は原子力発電所の事故だというふうに思っておるわけでございます。原子力発電の問題につきましては、また別の機会にということでございますが、先ほど平野議員から、死亡者ゼロを目指す減災対策という形の中での御答弁にさせていただきます。

弥富市北部、中部、南部というような状況で、大きくは3つのブロックがあるわけですが、特に南部の方におきましては、やはりこの災害に対する危機感というのはひとしおではないだろうかというふうに思っておるところでございます。そういう状況から、防災・減災対策を、私は3・11以来、市民の皆様、そして議会議員の皆様の御協力をいただいて、ハード面、あるいはソフト面の両面から、しっかりと考えてきたつもりでございます。まず東日本大震災から、国を挙げて防災・減災には取り組んでいただいておりますけれども、弥富市の状況について、いま一度確認をさせていただきたいというふうに思っております。

三方を水に囲まれた我がまちであります。今現在では、木曽川の左岸堤、そして日光川の右岸堤の防災道路等々におきまして液状化対策を進めさせていただいております。また、日光川の水閘門の建設につきましては、平成29年を完成予定として、着々と工事が進んでおるところでございます。もし、万が一災害があった場合における排水機的能力というのは、やはりそれに自然勾配としてないわけでございますので、排水することができませんので、排水機に頼らざるを得ないというような状況の中で、日光川の水閘門の早期の竣工が望まれるわけでございます。

また、鍋田におきましても、鍋田高潮堤の防波堤におきましては、かさ上げ工事がほぼ完了させていただきました。

私も、大村知事を会長とする河川海岸堤防等の津波・高潮対策の促進協議会の副会長をさせていただいております。さまざまなハード面につきましても、これから県・国のほうに要望してまいりたいというふうに思っております。

また、平成27年度におきましては、愛知県の土地改良事業費が単独土地改良事業費、いわゆる単県と言われる予算が24億と、180%強の増であります。そういうことが議案として提案されております。そのうちの防災対策として、単県の防災対策として10億が計上されました。さまざまな形で我々のハード面における防災・減災工事ということについて先を急いでいかなきゃならないということに対しては、この単県事業に対して、私どもとしては手を挙げていきたいというふうに思っております。さまざまな湛水防除事業、あるいは地盤沈下対策事業等々がそれに当たってくるわけでございます。そうした形の中で、さまざまな防災事

業について手を挙げていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、一時避難場所のさらなる確保という形の中で、減災を防いでいきたいというふうに思っております。3・11以来、民間の御協力もいただきまして、市内では四十数カ所の一時避難場所を設置させていただきました。現在も進行中であります新白鳥保育所、あるいは白鳥小学校、さらにこれから計画をする弥生小学校、十四山保育所の屋上におきまして、一時的な避難の場所を建設していきたいというふうに思っております。

訓練は生きるという状況の中で、各地で自主防災組織を立ち上げていただいておりますが、現在では7割を超えてまいりました。多くの自治会に対して感謝するわけでございますが、さらにこの自主防災組織を通じて避難訓練をしていただきたいと思っております。南部のほうにおきましても、平野議員の御努力によりまして、いわゆるトレセンの馬事会館を一時的な避難場所として、昨年3月、県と契約させていただくことができました。そして、愛知県知事は、平成27年の予算に対して、この馬事会館の内装をきれいにしましょうという形で、御理解をいただく予算を組んでいただいております。大変うれしく思っておりますのでございます。

そのような状況の中で、我々が一時的に避難する場所というものをしっかりと見定めさせていただくために、私どもといたしましては、この3月を目途に、または4月になるかもしれませんが、全戸配付として弥富市の防災ガイドブックを再度配付したいと思っております。自分たちの地域にどのような避難場所があるのか、どういう方法で避難をしなきゃならないのか、また日ごろの注意事項はどういうことなんだということをもう一度、この3・11から4年という状況においても確認をしていただきたいと思っております。

そして、防災・減災のきわみは、何といたっても新庁舎の早期建設であります。災害時の司令塔の役割をしっかりと果たしていかなくちゃならないということでございます。大変残念ながら、現在は係争中でございますが、早期にこの庁舎問題が取り組めるよう強く要望するところでございます。

最後に、防災・減災に対しては、今までも言われておりますように、自助、共助、そして公助の連携と協働が必要であります。これからも、私どもとしてやっていかなくちゃならないことにつきましては、しっかりとやってまいります。また、地域におきましても、自主防災組織等を通じて連携の輪を広げていただきたい。そして、災害に強いまちづくりを、市民の皆さんとともに、あるいは議会の皆さんとともに頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 市長からしっかりとした御答弁いただきまして、どうもありがとうございます。

ざいます。

液状化対策を初めとする堤防強化、これは弥富市民の生命・財産を守ることは言うまでもありませんが、弥富市の健全な財政を維持するためにも、企業を災害から守ることが大事であります。

それでは、弥富市の市税収入はどうかということで、市民税と固定資産税の推移を見てみます。

まず現年課税の調定額で個人市民税を見てみますと、平成20年度における26億3,764万円が最高で、平成25年度は24億4,539万円と、約2億円ほど落ち込んでおります。法人市民税におきましては、平成19年度における6億4,682万円が最高で、平成25年度は3億9,928万円と、約2億4,000万円ほど落ち込んでおります。

次に、固定資産税を見てみますと、平成18年度約33億6,000万円であったものが、平成25年度には42億6,700万円と、約9億円ほどふえております。いかにこの固定資産税の伸びが弥富市税収の向上に寄与しているかがわかります。

そして、この固定資産税の負担割合を学区別で見ますと、平成18年度においては弥生学区27.7%、桜学区14%、栄南学区25.5%であったものが、平成25年度においては弥生学区22.2%、桜学区13.6%、栄南学区35.8%となっており、栄南学区は約10%伸びておりますが、ほかの地区は全ての地区で下がっておるといってございます。償却資産を含めると、さらに栄南学区が伸びることは推察できます。

このように、本市の税収の向上に西部臨海工業地帯の企業が大きく貢献していることがわかります。本市の税収の向上には、平島地区への住宅建築、若年層の移住も寄与しておりますが、今税収額の推移を示しましたように、圧倒的に栄南学区を含む西部臨海工業地帯への企業誘致によるものであることがわかります。今後、さらに企業誘致を進める上でも、安全な弥富市をPRするためにも、河川海岸堤防の強化が重要であります。幸いにも、服部市長は愛知県河川海岸堤防等地震・津波対策事業推進協議会の副会長でありますので、会長の大村知事とスクラムを組んで、しっかりと弥富市の河川海岸堤防の強化に取り組んでいただくことをお願いし、次の質問に入ります。

次に、基本方針に基づいて取り組む新年度の重要な施策のうち、ともにつくる自立したまちづくりについて伺います。

この中で、「自治会やコミュニティ推進協議会の市民活動の支援に努めてまいります」と述べられておりますが、弥富市は大きく分けて3つの地域に分けられます。住宅地であり、市役所、病院、大型ショッピングセンター、近鉄、名鉄、JRといった鉄道の駅に囲まれ、生活するには便利な条件がそろい、弥富市民の約73%の方が生活している北部地域、市の中心部から少し離れ、農業を中心とし、市民の約20%の方が生活している中部地域、市の中心

部から遠方にあり、市民の約7%しか生活していませんが、西部臨海工業地帯を中心に、市の固定資産税の約3分の1を捻出する南部地域であります。

北部地域のように便利な地域で生活する市民と、遠隔地に住み、不便な生活を送る市民、いずれも同じ弥富市民であり、また人口格差のある中で、ソフト面におけるコミュニティ活動についても同じレベルで行っているわけであります。当然、そこにはひずみが出てくるわけでありまして、コミュニティ単位の人口を見ますと、弥生学区が1万1,071人、桜・日の出学区が1万6,026人、白鳥学区5,665人、十四山学区5,621人、大藤学区3,183人、栄南学区2,980人となっており、非常に大きなばらつきが出ております。このように、地域間で人口格差が出ているわけで、このばらつきをなくし、均等化するには、1コミュニティ単位の人口を6,000人ぐらいを目途とし、弥生学区を2分割、桜・日の出学区を3分割し、大藤、栄南を合併し、8コミュニティにしてはどうかと思いました。

私の地元の栄南学区においては、最近閑散とした体育祭、盆踊りが行われているわけで、これを是正するために、大藤、栄南が合同でこの2大イベントを行えば、人口は6,163人で白鳥、十四山に匹敵し、活気のある体育祭、盆踊りが行われると思ひ、合同開催を提案し、住民アンケート調査を行ったわけですが、結果は反対意見のほうが、僅差ではありましたが、賛成を上回り、合同開催を行う結論には至りませんでした。やはり地域性が重要視され、単なる数合わせだけではだめだなと感じました。そうであれば、現状のままで活気のある体育祭、盆踊りを行うには、各コミュニティを画一化するのではなく、独自性を重んじた活動を行うようにしてはどうかと思ひました。例えば、開催時期にしても独自性を持たせる、開催方法にしても、学校の運動会の中に入り、地域コミュニティと学校が一体となって運動会を行うといったようなことを考えてはと思ひます。

このコミュニティ単位の人口格差と、コミュニティ活動の2大イベントである体育祭、盆踊りについてはどのように考えてみえるのか、市長の考えを伺います。

○議長（佐藤高君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員にお答え申し上げます。

弥富市のそれぞれの学区、地域というような状況の中で、人口間格差が出ているということにつきましては、平野議員の御指摘のとおりでありまして、私もそのことは十分承知をしているところでございます。しかしながら、それぞれの学区、地域におけるコミュニティというのも大変歴史がございまして、最近できたわけではございません。そういう状況の中において、過去の先輩たちがしっかりと築いてきていただいたというふうに思っておるところでございます。

学区の再編成をすることにおいて、それぞれのコミュニティのイベントであるとか行事等において、もっと活性化をしたらどうだということにつきましては、平野議員とはインフォ

一マルな形でお話をさせていただき、一度よく御検討をしてくださいという投げかけをするような形をしておりました。

そういう状況の中で、昨年の事例も今お話がございましたけれども、今回、私といたしましては、新しい年度になりましたら、私自身も地域の中で協議の場をつくっていただいて検討をさせていただきたいと思っております。市としての行事に対する御提案、あるいは学区のさまざまな催しに対する御提案ということも含めてお話を聞きながら、行政も一緒になって考えていくということさせていただきたいと思っておりますので、またそのときになりましたら、区長さん、あるいは役員の皆様には、よろしくお願いを申し上げていきたいと思っております。

弥生、白鳥、そして桜学区で、今弥富市の人口4万4,500人の中で約3万3,000人お見えになります。全体の人口の75%がこの学区に集中してみえるわけでございます。これは、弥富市の長い歴史、町政、市政という形での発展の中で、ある意味やむを得ない部分もあろうかと思っております。まちをつくるためには、インフラの整備、それが鉄道であったり、あるいは校舎であったり、あるいは病院というようなことがどうしても必要なわけでございます。その連携というのは、私たちだけではなく、その近隣の府県からも考えていかなきゃならないというようなことがあるわけでございますので、一定の歴史的な事実ということについては認識をしなきゃいかん。

しかし、この人口減少というような状況の中においては、いつまでも放っておけないということで、いよいよ地方創生という言葉が国民的な課題として投げかけられました。こういう問題におきましても、5年間という長期ビジョンではありますけれども、国のほうが総合戦略を立ててみえました。これに基づいて、私たちも地方版の人口ビジョン、あるいは地方版の総合戦略を策定することになりました。これは、2015年度内に策定することになっております。この策定の中に、いわゆる人口バランスの問題等があるわけでございます。そういう状況の中で、私たち行政だけではなく、産業界、あるいは労働界、あるいは金融界、さまざまな業種、産官学金労と言われているような状況の中で、一度しっかりとその辺のところの参加者も入れながら、この人口ビジョンというものを考えていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、コミュニティの問題につきましては、一度また協議の場をぜひつくっていただきたいというふうに思っておりますので、また行政のほうも出かけます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） コミュニティ活動に少し関係してきますので質問いたしますが、南部地区においては、ハード面においては交通アクセスの不便さ、そしてソフト面においては単位コミュニティ人口が少ないことによるコミュニティ活動への参加に対する負担増によって、

ソフト面・ハード面の両面から若者が定住しにくい環境になってきております。市長は、このような南部地区の若者の定住問題についてどのように考えてみえるか、少し伺います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 若い方たちの定住問題は、先ほども言いましたように、今回提案されております地方創生の非常に大きな問題という形で位置づけされておるところでございます。

若い人たちがその地方に定住するということについては、さまざまな課題があるかと思っております。雇用の場の創出をしていかなきゃならない、ただ単にそれだけでは若い人は集まらないと思っております。生活を楽しむ、あるいは若い人たちの家族がどのような形で時間を過ごすか、あるいはどのような形で社会環境が整備されているかということも大きな問題であろうというふうに思っております。そういう形の中で、若い人たちの価値観というのがまさに多様化しておるといような状況を、どのような定住問題とくっつけていくかということが大変重要であろうと思っております。

多くの市民の皆様と色々な話をさせていただきますと、うちの息子は、娘は、東京あるいは大阪へ行って帰ってこせん、これが人口減少社会につながっておるわけですね。そういうような東京一極集中、あるいは大都市の集中という、その流れが大きく変わらない。今までも、さんざん国の対策の中で地域の活性化というのはあったわけでございますけれども、基本的には変わらない。これが、今回の地方創生という形で、国民的な運動でみんなを考えていこうということだろうと思っております。そのソフト部分につきましては、先ほども言いましたように、多くの皆さんと知恵を出し合って考えていきたい。また、議会からもぜひ御参加いただいて、私といたしましては、この地方版の総合戦略の策定においては15名の委員を考えております。そういう状況の中で、しっかりと地方版の人口ビジョン、あるいは総合戦略を2015年に策定していくという状況でございます。

今、雇用の場として市の動きを少し話させていただきますけれども、私たちは西部臨海工業地帯というすばらしい場所を持っております。そして、企業誘致を進めていただいております。これは、名港管理組合等も含めてそのような状況があるわけでございますが、新たに楠の二丁目で8ヘクタールの企業誘致が、この平成27年度開始されます。このことにつきましても、多くの企業にこの8ヘクタールの用地を十分利用していただいて、雇用の場もつくっていただきたいと思います。

また、弥富市といたしましては、八穂地区にかねてから都市計画で定めておりました場所において、おおむねの地権者の御理解をいただいたので、地質調査に入りたいと思っております。こういう状況の中で、八穂の都市計画マスタープランに定めた地域についても、しっかりと地域の皆様の御理解をいただきながら進めていきたいと思っております。

また、南部地域におきましては、農業振興地域でございます。鍋田土地改良事業の面積と

いたしましては、水田が約1,000ヘクタールございます。これらの水田に対しては、今行われております農地中間管理機構という中で、さらに農地の集約化、あるいは担い手農業のいわゆる法人化、そういうようなものを進めていただいて、競争に強い農家をつくっていかなくちゃならないと思っておるところでございます。

今、私は地場産業である金魚ということに対しても、金魚組合の方々とこの地場産業をどう守っていかなくちゃならないかという形で、昨年の夏から協議の場を持っております。まだまだ継続中ですが、平成27年度も予算の中に組み込ませていただいております。

そういうような状況も踏まえて、農業振興地域という形の中で、新たに農業に志を持っていただくような人に対しては、いわゆる就農支援をしていったらどうだというようなことも考えております。若い人たちが農業に携わっていただく、これは通える範囲というところじゃなくてもっと広く全国に、その担い手農家という形の中での就農をしていくという志を持っている人に対しては就農支援をしていったらどうかというようなことを、この半年、1年かけてしっかりと考えていきたい、また御提案をさせていただきたいと思っております。

また一方、裏腹になるわけですが、農地転用の規制がこれから緩和されるという状況もあります。農地転用のスピード感が増してくるわけですが、そういうような状況の中において、今ある農地の見直しを、どこにその農地転用の場所を求めていくかということにつきましても、しっかりと見定めていかなくちゃならない。

そんなことが、私どもが、雇用の場としての若い人たちの定住問題として、今考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高次郎） 平野議員。

○7番（平野広行） 若年層の定住問題に関しては、現時点では弥富へ出る便利さを求めて、きんちゃんバスに便利さを求めているわけですが、これを名古屋へ出る便利さを求めること、当面はバスに頼るしかありませんが、将来的には鉄道により名古屋へ直行できる方法を考えていただきたい。これは、弥富市だけではだめですから、関係市町村と一緒にやってもらうこと、南部地区への人口増加対策としては、この交通アクセスの向上が一番であることを申し上げ、次の質問に入ります。

次は、定住と交流、活力を生むまちづくりにおいて、市道の舗装、修繕について伺います。

「道路法が改正され、橋梁道路構造物の予防保全、老朽化対策として、橋梁長寿命化修繕計画や舗装修繕計画に基づき計画的に修繕を実施し、道路の老朽化や大規模な災害の発生の可能性を踏まえた道路の適正な管理を行ってまいります」と述べられておりますが、弥富市にとって重要な南北の道路については、155号線の南進・北進、中央幹線の早期完成が望まれるわけですが、それとは別に、現状における道路問題について伺います。

広域農道も名四国道まで全面開通し、大型トレーラー等大型車の交通量がふえてきました。

道路自体が重量に耐える道路ではないため、道路の損傷が激しく、近隣の住民の方から振動による苦情が出てきております。開発も大事ですが、地域住民の健全な日常生活の確保は、それ以上に大事であります。

港から入る特別とん譲与税は、年間約1億3,000万円ほどになりました。今年度当初予算では1億4,000万円を計上しております。これらの物流車両に起因する道路の損傷を修繕するために、そのうちの何%かを道路修繕費、あるいは道路改修費として毎年確保する、そのような考えはないでしょうか。鍋田地区から平島地区までの中央幹線全線と、筏場、六条、鍋平地区、そして鍋田地区内の市道についてですが、その辺の考えをお伺いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員御指摘の特別とん譲与税というのは、御承知のように外国貿易に従事する船舶が入港する港湾の所在地、私ども弥富市では、鍋田埠頭と弥富埠頭があるわけでございますけれども、そういう港に対して国から譲与される税であります。その額は、先ほど議員が御指摘のとおり、荷物の量とも比例をしましてまいりますけれども、平成27年度につきましては1億4,000万計上させていただきました。大変ありがたいと思っております。

しかしながら、一方では、議員御指摘のように、いわゆる道路の塗装が悪くなっていくとか、あるいは騒音であるとか、あるいは排ガスということについては、本当に市民の皆様にも御迷惑をかけていることは重々理解をしておるところでございます。

しかしながら、この国からいただく特別とん譲与税につきましては、いわゆる税法上の規定がございます。それは、特別とん譲与税法第5条という中において、その用途については条件をつけたり制限をしてはならないという、目的税ではないということでございます。いわゆる一般財源として取り扱いなさいというような状況でございますので、私たちはこのとん譲与税を道路の補修というような特別な目的、そういう目的に資することはできないと税法上うたわれております。よって、これは私どもとしては一般財源に歳入させていただきながら、国道・県道に対しましては、それぞれのところの機関に申し上げていく。そしてまた、市道に対しましては、地域の要望をお聞きしながら、計画的に道路整備をしていくというような状況になります。

いずれにいたしましても、行政サービス、もしくは市民の負託という形の中で応えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 西尾張中央道の交通量ですが、平成27年、ことし行われることになっております。これ5年に1回しか行われませんので、直近では平成22年の交通量調査のデータに基づいてお話をさせていただきます。

西尾張中央道の繰出ポイントにおける交通量は、上り線についてですが、1日7,300台で、

そのうち大型車は3,500台であります。よって、混入率は46%でありまして、2台のうち1台は大型車ということになっております。この調査は午前7時から午後7時までの12時間調査ですから、これに昼夜率1.31というものをを用いまして1日の交通量を推計しますと4,585台となります。そして、今言いましたように鍋田埠頭のコンテナ貨物の推移を見ますと、平成22年度は101万8,000TEUであったものが、平成25年度では112万4,000TEUとなっております。したがって、22年度と比べると10万6,000TEUふえております。つまり、10万6,000台、コンテナトレーラーがふえているということになります。これを300日の稼働率で計算しますと、1日353台となって、コンテナトレーラーだけを見ても1日353台の大型車の交通量の増加となっており、大型車全体としては約5,000台の車両の通行が推察されます。

これに対し、西尾張中央道の舗装計画ですが、愛知県道路構造の手引に基づき道路設計がなされておりまして、舗装計画は1日3,000台以上であり、必要な舗装厚は38センチであります。大型車両通行に適合しているわけですが、今問題にしています広域農道については、土地改良事業計画設計基準・農道基準書に基づいて道路設計がなされております。舗装計画交通量は1日100台未満、必要舗装厚は14センチと非常に薄いものでありまして、大型車の通行には適合できていないのが現状だと思います。今後は舗装計画、交通量区分の見直しを行って、舗装計画、修繕計画を立てるべきではないかと思いますが、先ほど市長の答弁にもございましたが、その点の考えについて、竹川土木課長より答弁を求めます。

○議長（佐藤高清君） 竹川土木課長。

○開発部次長兼土木課長（竹川 彰君） それでは、御答弁を申し上げます。

議員御質問の稲元地内から東末広地内に至ります広域農道、今議員言われましたように、県の事業でも整備されておりますけれども、現在、維持管理は市道として市が維持管理をしております。そのため、舗装面の損傷がひどい箇所が多くありまして、市において舗装の打ちかえとかを随時実施して、維持管理に努めておるところでございます。

近年、広域農道におきましては、通過交通、特に大型車の交通量が当初計画よりも増加している状況にあることから、今後は、現在策定中の舗裝修繕計画とは別に、現状の交通量に見合う舗装の交通量区分の見直しを行いまして、計画的なこの路線に対しての舗裝修繕計画を策定していく必要があるのではないかと考えておりますので、今後はその計画に基づきましての舗裝修繕ということを検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） これ市道ですね、広域農道だけではなく、南部地の市道についても広域農道同様に修繕計画等をお願いしたいと思っております。特に最近、近隣住民の方から、要はきちっと舗装できていないため、継ぎはぎの舗装ですので、大型車が通りますので、バウンドするときの振動による苦情が出てきておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

それでは次に、ともにつくる自立したまちづくりの中で、「これからの新しいまちづくりを進めるために、市民と行政が対等のパートナーとして、地域の公共的課題の解決に向けてともに考え、協力して行動する協働のまちづくりを引き続き推進してまいります」と述べられております。弥富に住んでもらいたい、多くの企業の方に弥富に来ていただきたいと思うのは、市政にかかわる者であれば誰もが願うことでもあります。

そのためには、まず大事なのが、きれいなまちづくりであります。誰でもですが、きれいな環境のところで生活がしたい、働きたい、企業としては、きれいな環境のもとで活動がしたいと思うものであります。きれいなところには、ごみは捨てにくいものであります。本市においては、道路等においては定期的にシルバー人材センターを利用し、また地域の環境美化推進委員の方が巡回し、ポイ捨てごみの回収を行い、環境美化に努めております。自分たちのまちは自分たちで守るんだというスローガンのもと、青色防犯パトロール隊が結成され、全てのコミュニティで設立され、活発な活動がなされております。同じように、自分たちのまちは自分たちできれいにするんだというスローガンのもと、環境美化活動についても、例えばふるさと見守り隊といったようなネーミングで活動する組織づくりを指導してはどうかと思います。行政と市民が一緒になって知恵を出し、汗を流して郷土を守っていく、元気な郷土をつくっていく、これが地方創生につながるのではないかと思います。市長の見解を求めます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） さまざまな街路に対して環境美化ということにつきましては、市民の皆様のお協力のもと、ずうっとさせていただいておるわけでございますけれども、平成27年度予算の中で、土木課の所管でございますけれども、街路管理委託料というのを例年計上させていただいております。今までは370万という形で、先ほど言った環境美化という形で道路清掃等をやっておるわけでございますけれども、平成27年度は新たに300万円の委託料を追加いたしまして、街路管理をしていきたいと思っております。もっときれいな道路にしていきたい、あるいはまちの環境をもっときれいにしていきたいという形の中で、これはシルバー人材センターに委託するものでありますけれども、予算を増額させていただきまして、まちの美化に努めさせていただきます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 南部地区についてですが、海岸堤防の下、あるいは道水路のり面の雑木等の伐採を県の協力を得て行って、大変きれいになりました。南部地区に限らず、弥富市全域ですが、こういったようにきれいになった道路を地域で守って、きれいで美しい環境を保っていかなければなりません。そのための組織をつくること、そして災害に強いまち、環境美化が進むまち、金魚のまち弥富として、大いにPRできるまちづくりをしていくことも、

快適で人に優しい健やかなまちづくりではないのかなと思います。

以上、市長の弥富のまちづくりにつきまして、現実的な議案について質問をいたしました。最後にもう1点、これは通告してありませんが、関連しておりますので質問いたします。

政治の使命は、そこで生活する市民がより快適に過ごせる環境を整えることだと思います。それには、まずしっかりとした財政基盤を築くことでもあります。先ほども市税について話しましたが、弥富市の基幹税は固定資産税であります。これをしっかり守り、さらに伸ばすこと、これが大事であります。これによって弥富市民の生活を守り、豊かにすることです。それには、西部臨海工業地帯の企業誘致、その背後地の有効利用、物流基地としての活用が大事であります。

リニア新幹線が2027年、今から12年後には開通し、東京から名古屋まで40分で来ることができるようになります。今生まれた赤ちゃんが小学校を卒業するころには、リニア新幹線が開通します。あっという間です。そのとき、弥富市としては、このリニア効果をどのように活用していくか、考えなくてはなりません。

大村知事も、この愛知県を日本一の物づくりの県にするんだという目標を持って政治活動を行っており、我が弥富市も航空宇宙産業クラスター形成特区に指定され、川崎重工を中心とした航空宇宙産業が西部臨海工業地帯を中心に稼働しております。隣の飛島村にはH-IIロケットを生産する三菱重工もあり、東京からこれらの企業を視察するのに名古屋まで40分で到着、その後、これらの地へ到着するのに40分かかっては話になりません。最低でも20分で来られるようにしなければなりません。つまり、東京から1時間で来ることができるようにすることです。それには鉄道が必要になります。これは、弥富市だけではできません。飛島村を初め関係自治体と連携し、進めなければなりません。名古屋市金城埠頭にできるレゴランドから、飛島、弥富の航空宇宙産業地帯、長島レジャーランドを通り桑名へ抜ける鉄道。さらには外国からの客には、中部国際空港から海底トンネルで弥富市を通り、一宮、岐阜を通り日本海へ抜ける道路整備、これらが今後の弥富市の発展につながる交通インフラ整備であると思います。これらの目標を掲げ、20年、30年後の弥富市のあり方を考えるべきだと思います。

昨年の3月議会におきまして、10年後、20年後の南部地区の将来像について、市長の考えを伺いました。そのときの回答は、愛知県の地区計画に対して整合性を持って都市計画マスタープランを進めていきたい、調整区域内において多くの企業が進出しやすい環境づくりをしていく。農業振興地域としての優良農地を守り、育てていくために、一年一年の積み重ねがこの地区の10年、20年後になるだろうと回答を述べられております。

確かに現実的な回答であり、納得いたしますが、私はその中に未来への夢を加えていきたいと思います。リニア、セントレアを利用した弥富のまちづくり、弥富を交通の拠点となる

ような交通アクセス整備を行うこと、夢を持ち、夢に向かって努力し、また皆さんに希望を与えること、これも政治の大きな役目ではないでしょうか。人が集まらなくては、そのまちは発展しません。人々が方々から集まってくるような政策をみんなで考えていかなければならないと思います。

市長、通告外ですが、コメントがいただければお願いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 愛知県におきましても、大村知事のほうから未来に対して、将来に対して、愛知ビジョンというようなことが述べられております。リニアであるとか、MR Jであるとか、あるいは水素自動車というか、そういったようなものに対して、物づくり愛知という状況の中でしっかりと頑張っていくというふうにおっしゃっているわけでございます。

今、名古屋駅と港湾を結ぶような交通アクセスという中で、議員のほうからいろいろと御質問あるわけでございますが、まず私どもといたしましては、名古屋港の1つの構成自治体としては、少し現実的なことになるかもしれませんが、道路の整備を、その港とそれぞれの地方を結ぶ、日本の表と裏を結ぶような道路の整備を優先していただきたいと思っております。

今、名古屋第二環状というのが建設中でございますが、これが名古屋ジャンクションのところで接続して、大きく展開される。また、ほかの方の御質問等でも今後あるわけでございますが、今一宮ジャンクションがこれから整備計画が進められる。これは一宮西港道路といまして、一宮と臨海工業地帯を結ぶ道路でございます。これは一時、平成17年に江崎鐵磨さんが国土交通の副大臣のときに閣議決定された道路なんですけれども、これは名二環と並行して走る道路というような状況の中で、少し名二環を優先していこうと先送りされた事業でございますけれども、これをどうしても現実的に戻していくという中で、一宮西港線、いわゆる港と一宮ジャンクションの東海北陸道を結ぶ道路の建設を早急に望むという形の中で、我々の未来の図を描いていきたいと思っております。

鉄道に関しましては、私たち1つの自治体だけではなくて、多くの自治体のさまざまな考え方を結集しないと、そのコストからいっても大きな投資になるわけでございますので、まずは道路を優先していきたいというふうに、そのネットワークづくりを強力にしていきたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） いろいろ答弁ありがとうございました。これにて私の質問は終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は11時5分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 私は通告に基づいて、3点にわたって、市長中心にお尋ねをいたしますのでよろしくお願いいたします。

まず最初に、市民の皆さんが安心できる介護サービスを守ることにしてお尋ねいたします。

アベノミクスのもとで、ますます貧富の格差が広がりまして、9日付の読売新聞の世論調査でも、景気回復が実感できないという人の割合が79%にも至っております。ぎりぎりの暮らしをしている人たちにとっては耐えがたい状況のもとで、とりわけ介護保険制度につきましては、収入の低い人たちが多額の保険料を負担するような仕組みもありまして、以前から私も国会でも地方議会でも、そうした人たちの苦しみを解決すると同時に、市民の皆さん、国民の皆さんが安心できる介護保険制度にということ強く求めてまいりました。

そういう中で、今回は3年ごとの、今法律で定められております保険料の改定とあわせまして、国によります要支援の大部分を市町村事業とすることが決められ、同時にその介護報酬が大幅に引き下げられていることなどから、さまざまな形で皆さんが心配する中で、保険料を初め、さまざまな問題が協議されまして、今予算案としても、あるいは保険料の条例案としても提出されておりますが、日ごろから市長は、弥富の福祉は後退させない、介護保険については充実させていく、こういうことを何回も議場で申されておりましたが、どのような形で対応してくださるか、多くの市民の皆さんが注目しておりました。

提案されております介護保険条例案によりますと、加入者全体の15%近くを占める旧3段階以下の加入者の保険料を20%以上引き下げる、今期に比べてですね。また、旧4段階を3段階としまして、そこも2%の引き下げを行う、20%弱の加入者の皆さんの保険料が引き下げとなるようなものとなっております。また、15%ほどの加入者が年額300円の値上げにとどまり、ほぼ据え置きの状態となり、その他のほとんどが四、五%の引き上げで、全体の保険料は全国平均が月額5,550円に対し4,760円で、86%となるものでございます。それでも基本額は、世帯に少しでも税金がかかる人がおり、本人の収入が年金等で80万円を超えれば、65歳以上の人1人につき5万7,100円の保険料負担があり、収入に比べたら大変な負担となります。

介護保険制度が始まる以前の日本の公的社会保険制度は、基本的には一定の収入以下の人

入者であれば大幅な軽減を受けるか、一定条件以下であれば、国民健康保険の場合には免除も受けられるものとなっており、これは国も国民皆保険の土台であり、保険制度と社会保障制度を統合したものという立場をとってまいりました。

私たち日本共産党は、介護保険の性格からいって、当然それ以上の社会保障制度としての性格の強いものであり、このような低所得者の高額負担、保険料免除制度のないものは許されないとの立場をとり、ようやく国も消費税の一部を財源として低所得者軽減を進める意向を示しておりましたが、10%の消費税の引き上げが先延ばしになったことから、非課税世帯への70%軽減、50%軽減、30%軽減は事実上先送りしてしまいました。県との、この間の担当者の方の事前の協議の中で、国がそういう対応をしていないもとの、弥富市が独自の判断でこのような低所得者の保険料を引き下げる改定を行うことは違法ではないが、大丈夫かと念を押されることもあったというふうに伺っております。

こうした低所得者への介護保険料の軽減が全国的にも大きな問題となっているわけですが、弥富市でも3年前の保険料改定に当たってのパブリックコメントの中でも、約40名近い皆さんが意見を出され、介護保険料がこんな仕組みになっているとは知らなかった、低所得者への軽減をなどの声も多くあり、当時の担当職員の方から、もう少し前にこうした皆さんの声が聞けておれば対応の仕方もあったとの意見も伺いましたが、それが今回の改定の中でも生かされたものであり、市民と職員、行政のトップが必要と認めて改善を進めていく、これ自体はまだ制度改正からいいますと小さな一歩ではありますが、全国的な世論が全国の地方自治体、とりわけ市町村の一番住民と結びついている皆さんの間からは、こうした介護保険料のあり方については改善が必要だという声は、日を追って強くなっております。

ぜひ今後も、こうした流れが全県的にも、全国的にも一層確かなものとなって、国による制度の改善に向けての御尽力を強めていただきたいということが1つと、もう1つは、せっかくの改善でございますので、全体としては今申し上げましたように、一部引き下げ、ほとんど値上げしない、それから上げるところについては基本的に4%から5%となっておりますが、ただ旧の7段階を、今回の制度改正によりまして6段階、7段階としたことから、ここを2分割しまして、所得120万未満、本人課税ですね、もちろん。それからもう1つは、それを超えて所得190万未満というふうに2分割をして、一方を1.20とすることによりまして、15%近い人たちが300円の値上げにとどまる、ほとんど据え置きという状態となったのに比べまして、所得がそこから70万ふえる範囲までを1.3という負担割合にしたことから、6,000円の値上がりで、値上げ額でも割合でも最高になっております。

いろいろ担当者にお尋ねをしましたところ、今からほかの保険料を階層の保険料に割り振ったり、そういうことであるということとはとても大変だというお話もありましたが、これを仮に1.25で月額5,950円にすれば、値上げ幅は1人当たり3,200円ほどになりまして、年額で

いうと400万円程度、3年分で1,200万円程度で済みますので、現在の弥富市の介護保険会計は、第5期は4期分比べて繰越金の額が少し多くなってきておりますから、ぜひほかの保険料をなぶらずに、ここだけは減額して調整をとられることを求めたいと思いますが、まずこの介護保険の保険料について、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

平成27年から向こう3年間の、いわゆる第6期の介護保険事業計画の中において、この議会において保険料の一部改正という形で上程させていただいておるわけですが、これは策定委員会の中において十分検討を重ねてきたことを議案として出させていただいておるわけですが。三宮議員からも、1月から2月にかけてパブリックコメントという形の中で、たくさんの項目につきまして御意見をいただいたということでございます。この場をかりまして、大変感謝申し上げたいというふうに思っております。

議員御承知のように、最近は介護認定を受けられる方が非常に多くなってまいりました。そういった中で、今私どもとしては、65歳以上の第1号被保険者においては、全体の人口1万500人ほどでございますけれど、その中の約15%が介護認定をされている状況でございます。これが年率数%というような状況で、近い将来には20%の方が介護認定を受けられるというような状況にあるわけでございます。

そうした形の中で、この給付額をどう捻出していくかというのがこの保険料との兼ね合いになってくるわけでございます。向こう3年間の介護に対する給付額は、年間25億かかってくるわけでございます。そうした中で、公費としての市の負担額というのが12.5%と定められておりますので、これを単純に計算させていただいても、年間3億1,000万ぐらいの市の負担金を扶助費として計上していかなきゃならないというわけでございます。そういったことが大前提にあるということを、まず御理解をいただきたいと思っております。それぞれの所得階層の中で保険料をお願いしていくということでございます。

今回、素案の基準額としては、最初5万8,200円を計画しておったわけですが、国から介護報酬の減額というような状況が言われました。マイナスの2.27%、介護報酬を引き下げていく。これは、いろんな介護事業者においては非常に大きな意味合いを持ってくるだろうと思っております。例えば特別養護老人ホーム等においては、6%ぐらい介護報酬が削減されるのではないかとことも言われておりますので、私としても介護サービスという状況の中において、大変心配をしているということもあるわけでございます。

しかし、こういうような改定の影響であるとか、あるいはさまざまな所得区分の見直しというような状況の中で保険料を定めさせていただきました。そして、最終的には第5段階の基準額として5万7,100円という形で改正案を上程させていただいております。これは、第

5期の介護事業計画からすると、基準額で月額4,760円になりますので、プラスの160円御負担をいただくというようなことをございます。

そして、先ほど三宮議員からもお話がありましたけれども、所得の低い第1段階、第2段階、第3段階等においては、今度私どもといたしましては、保険料を低く抑えさせていただいたということにつきましては、一定の御理解、または評価もいただけるのではないかなあと思っております。

そのような状況の中で、所得の低い方については、先回の第5期の介護保険料から比較しますと、低く抑えさせていただいたということをございます。

そして、10段階、11段階、12段階というような状況の中で所得の高い方、あるいは中間という形の中においてはそれなりの御負担をいただかないと、先ほども言いましたように、全額の財源が導き出せないということがございますので、一定の御理解をいただきたいと思っております。

国保との兼ね合いとの話もございましたけれども、いよいよ国保も市町村単位から都道府県単位という形で国保改正がされまして、平成30年には一般会計の繰り入れもできないというような状況になってくるかと思っておるわけをございますけれども、介護につきましても、私たちは25%の国費をふやしていただかないと、被保険者に対して大変厳しいという状況があるわけをございます。このところがまだ手がつけられていないということをございます。

いずれにいたしましても、介護の財源ということに対してしっかりと確保するということをございます。もし給付額等の不足が生じた場合においては、支払い準備基金というものを少し持ち合わせておりますので、そんなようなものを充当していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、介護は相互扶助でございます。そうした形の中でしっかりと役割を果たしていただきたいと同時に、介護予防ということに対してもしっかりと努めていただきたいと思っております。先ほども言いましたように、市も毎年3億円ほど、負担金として出していかなければならないということをございますので、介護予防につきましてもお願いしたいと思います。

また、第6段階、第7段階の詳細につきましては、介護課長から少し答弁させます。

○議長（佐藤高君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） それでは、御質問にお答えいたします。

大きくは、国に対して制度への改善の働きかけであるとか、それから細かな話では保険料の設定について、6段階、7段階の間における1.25という設定をしてはどうかという御質問でございました。

まず初めに、介護保険制度の目的について、十分御承知のこととは思いますが、少し述べさせていただきます。

介護保険制度におきましては、その目的といたしまして加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態になっても、その方に必要な保健医療サービスや福祉サービスを提供し、自立した日常生活を営んでいただくことができるよう、国民の協働・連帯の理念に基づき制度が設けられたところでございます。

老後の生活が誰の責任のもとで営まれるかという観点から、自助を基本としながら、相互扶助によって賄う負担と給付の関係が明確な社会保険方式が採用されております。また、国民共通の課題を社会全体で解決していく制度であることから、国民は費用を公平に負担する義務を負っていること、市町村においては、介護保険事業に要する費用に充てるため保険料を徴収しなければならないこととされております。

今回の介護保険制度の改正の中で、国においては保険料の軽減強化が図られました。負担割合の設定に当たっては、災害等の特別の事情がある場合を除いて、いわゆる保険料ゼロとすることはできないという見解でありますので、その辺の制度設計については御理解いただきたいと思っております。

それから次に、保険料の負担割合のことでございますが、第6期の介護保険料の設定につきましては、12段階はそのままであります。負担割合を、先ほど市長の答弁にもございましたように、低所得者の方に特に配慮したものとさせていただいております。その分、高所得の方の負担になっている部分は多少ございます。第5期と比較しますと、合計所得金額が500万円から1,000万円の10段階から12段階の方につきましては、年額4,600円から5,000円の増額で、割合にしますと4から4.5%の上昇であります。

しかしながら、合計所得金額が120万円、7段階の方を例にとりますと、第5期では年額6万8,200円が第6期では7万4,200円で、6,000円の8.8%の増となり、結果として10から12段階の方の上昇率より上回りましたが、これについては、第4段階から第9段階の保険料の所得区分と負担割合を、今回国の6段階から9段階に見直したものに合わせて細分化したことによるものであります。負担割合がそれまでの1.25から1.3となったところです。保険給付費全体が増加する中で保険料も上げざるを得ない状況と、所得区分や負担割合の見直しも生じたことから、全部の段階の方々が一律に幾ら上昇という設定が困難であったことを、何とぞ御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 御答弁大分時間をとっていただきましたので、私の質問がどんどん短くなっていきますが、ほかにも質問がありますので、今のところだけ、当然またほかの議案審議の中でも問題にしていきたいと思っておりますので、指摘だけしておきますが、要するに所得なんですね。課税額じゃなくて、課税する前の所得に対してかけるわけですから、例えば単身だとまだいいんですが、自分も65歳以上を過ぎて老親を扶養しておるとか、あるいはな

かなか働くことができない息子さんを扶養しておるとかという人たちにとっては、この収入で生活するというのは極めて困難なんですね。これを120万以下の所得がある方と、それを超えて190万までの間でこんな差をつけるということは、私は制度の趣旨からいってこれはあれだし、それからいろんな基準を市町村がつくってやることについても、確かに一定の基準はありますが、それを市町村の事情によってやることについても、私は禁止をされていないと思いますので、まだどちらかという最低生活に近いような人たちの負担を国の縛りがあるからということでそのままにせずに、さっきも途中の打ち合わせで教えていただいたんですが、ほかの保険料に全体を乗せるということは非常に時間もかかるし、今からできないことだと私もわかっておりますが、さっき言いましたように、財源につきましては、特に5期につきましては、その前に比べて繰越金も多少多くなる仕組みになっておりますので、3年間で財源でいいますと1,200万円程度でございますから、これはぜひ当局側にも検討していただきたいし、私はまた議会の皆さんにも申し上げて、議会としてもこういう問題についてどう考えるかを議論を進めていきたいと思っておりますので、そこは今の答弁では納得できないということを申し上げておいて、引き続き努力していただくことを求めます。

もう1つは、相互扶助というんですが、基準が、要するに家族の中に住民税の均等割の方が一人でもおれば、本人の年金等の収入額が80万円以上あれば基準額を負担すると、こういう仕組みそのものが、現実が生活保護より低いような人たちにまでそういう負担をさせると、この介護保険の考え方自身が、保険制度としてのていをなしていないということですね。それまでの社会保険制度、医療保険制度、それから国民健康保険制度もそうなんですが、お金のある人たちが相応の負担をする、ない人たちは扶養家族として負担をしなくて医療を受けることができるという状態だったんですが、介護保険は所得のほとんどない人たちに標準の負担をさせると、こういう基準があって、やっぱりこういう低所得者の負担を軽減せよという声が大きくなって、今回国も、さっき申し上げましたように、財源のめどがついたら引き下げるという方向をやっておるんです。基準額については、相変わらずそういう低所得の人が基準ですからね。

それを考えると、やはり本当に国民が安心して生活できる、老後を送ることができる基準にするということであると、今回の弥富市が、愛知県の他の市町ではほとんどやられていないという、県が心配している中で踏み出すということは、大変そういう皆さんにとっては勇気を与えるものであり、全国的にも国が低所得者の軽減をしなきゃいかんと言ったら、そういう声が非常に大きくなっておるから起こっておるわけでありまして、今市長がおっしゃられたように、ぜひこれは国の財源の手当てをすることによって打開をしていく方向を積極的に進めていただきたいということを申し上げまして、次の質問に移りたいと思っております。

これで、いよいよ介護予防、日常生活支援事業は、要支援の人たちの部分が基本的に市町

村でここ数年間の間にやるということになるわけではありますが、しかし従来も、例えば配食サービスだとか、さまざまな日常生活支援事業として、一般財源でタクシーの移動支援をやってきたんですが、これについては今後も可能な限り一般財源で負担をしていくというお考えはあるかどうか、簡潔にお答えください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お答えいたします。

簡潔にとのお話しでしたので、要点だけでやらせていただきます。

現在行っております給食サービスとか、寝具乾燥消毒サービス、緊急通報システム設置、福祉タクシー料金助成など、高齢者の方の健康の補助、また孤独感の解消や日常生活の負担の軽減の観点から、制度といたしまして今後継続して予算の確保に努めるといった形で考えております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 特に私が本当に心配しているのは、市長もさきの答弁の中でも触れられましたが、要するに市町村に移行する要支援者向けのサービスが、訪問介護では5%、通所介護では20%削減をします。当然予算の縛りをかけてきますよね、そういうことに。そうすると、今だってなかなか職員の確保に困難だったりというところで、これぐらいのレベルで削られると、結局国が言っているように、ボランティアやそういうものを使った、あるいは準介護士、そういう短期の講習を受けた人を使うとかということ、ただ要支援軽度というんですが、実際にその基準は、うちの中で伝え歩きができて、トイレに行くことができた、食事を自分でつくるんじゃなくて食べることができるとかという状態ならもう自立と。そういう状態の人でも認知症がなければ、なかなか要支援にならないという大変厳しい制度です。実際に買い物に行ったり、通常の社会生活はとてできないから要支援になっているわけですから、これ軽度というふうには私たちは考えられませんし、まだしかし、弥富を含む海部の基準は非常に甘いといって県から指摘をされておるというんですが、とても本当に老後を安心して過ごそうと思うと、そういう条件じゃないところへ、ましてや認知症が出る、そういう時期に、専門的な教育を受けた現在の介護士の皆さんが、訪問介護やデイサービスだとか、あるいはグループホームもそうですが、かなり削られますよね。こういう人たちを初期に対応することが、以前に比べると非常に認知症なんかの深刻な、家族の間の争いなんていうのは、かなり今緩和されていますよね、実際のことです。

そういうことを考えると、こんな形で財源を削るということは、本当に市町村の事業は成り立っていかないという心配があるのと、もう1つは、今ささえあいセンターなんかで頑張っていると思いますが、実際にはボランティアの方もみんなお年がたって、若い人たちがなかなか入ってこないという、支える側の人たちが集まらないという状態があります。

これは、今老人クラブのほうでもそうなんです、65歳過ぎても老人クラブに入らないという人がふえている大きい要因は、私もことし75歳になるんですが、私と同じ年の人でもほとんど毎日のように働きに出ておる人だって少なくないし、東洋経済新報が出してありますデータパックによりますと、弥富の場合ですと65歳以上の26%を超える人が、一番最新版によると働いておって、全国的に見ても非常に働いている高齢者の割合が高い。こういう状況ということから見ましても、そういうことがあって、ボランティアで支えるなんてそう安易にできる仕事じゃなくて、全国的にも非常に困っているということですね。やっぱりここは必要な給付費を国費で確保していくというような方向で、関係市町村とも協力しながら積極的に進めていただきたい。

国はこの計画をつくったときに、大体要支援は単価でいうと今の半分に切り下げるということをもとの想定にして、ボランティアへ自助、共助、そこで支えてもらうというような方向性を持ってやってきておりました、そういう方向だよという話ししたら、そんなことはないんじゃないですかと言っておったんですが、だんだん決められ、そして介護保険の予算を、皆さんが編成した後ぐらいに、とりあえずこの3年間についてはそういう方向で削るということを公表しましたよね。そういうことを考えると、必要な国による費用負担を確保するということでの御尽力をいただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員おっしゃるとおりでございまして、高齢者の介護認定を受け人は非常に多くなりました。先ほど言われました、いわゆる要支援1・2の段階の方も、弥富市には今500名ほどお見えになるわけですが、この辺の給付額というか、予算を削ってくるということでございます。

これは超高齢化社会、そしてまた、保険料とか給付額がうなぎ登りというような状況の中では、大変厳しい状況でございますけれども、我々としても、その実態についてはこれからしっかりと定めながら、市としてもこの要支援に対するさまざまな国からの制度における給付額をチェックしていきたいと思っております。

しかし、一方では大変多くの方が、先ほどから何回も言っておりますけれども、要支援、要介護というような状況で認定されるもんですから、国の財源もままならないということでございます。今回、国保においては、この4月から一定の国保改正という形で、さまざまな制度が改正されてきますけれども、やはり今回消費税の問題につきましては、5%から8%、8%から10%というような状況の中で、社会保障にその財源を求めていくということが見送りになりました。いずれ私は介護保険事業におきましても、やはり国がもっとしっかり考えていかないとだめだろうと思っております。このことにつきましては、国に強く要望してまいります。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 要するに、消費税や国民の負担に求めるというのが国の考え方なんです、恐らく消費税を10%に上げるなんていうことは、そう容易にできることではないと思いますし、同時に今日本の大企業がここ数年間にため込んだ費用のほとんど全ては、今、他社の株式だとかそういう証券に変わっていますよね。設備投資なんて一切せずにやって、そして外国で会社を買ったり、外国で生産をしてどんどんやって、そういう配当は利益算入をしないという、そして5%だけ税金を払えばいいというような仕組みがどんどん広がっていることが、結局国内の円安や何かとも絡みまして、生産をどんどん減らしていく。そして、国民の懐をますます壊していく一方で、大企業の利益率というのは、1980年代の安定期で税引き前の利益全体の十一、二%だったのが、今や25%ぐらい、そういう財テクみたいな形で利益を確保するようになって、むちゃくちゃな状態が生まれておりますので、そういう問題にもしっかり目を向けて対応していただくということを求めて、次の質問に移ります。

特に身体障がい、発達障がい、精神障がいを、これは障害者基本法や障害者権利条約などによりまして、難病の皆さんも含めて、基本的な生活や医療を国や県や市町村の責任で支えていくということが求められているにもかかわらず、相変わらず身体障がいと発達障がいについては、身体障がいの4級の人と、発達障がいの3つの種類の手帳がある一番低い、身障の4級相当の2つがあれば3級相当の認定が来て、医療費も無料になるとか、そういうのがあるんですが、精神障がいの場合は全く別になっておるんですね。国もまた別にしてますし、愛知県も別にしております。弥富市は、医療費につきましては今年度からやるようにしたんですが、同じような御不自由をしておる方には同じような支援をするということを考えますと、せっかくそういう制度ができて、手帳もできました。また、手帳の間に、3級の手帳だと身障4級相当ということになりますので、通常の身障の4級の人と3級で、同じような種類の知的障がいの人の手帳ですと医療費が無料になるとかいうことがありますし、それから県の重度手当についても、あわせて身障の2級相当以上の場合、65歳前の人については相変わらず月額7,000円の手当が出ますが、弥富市は、これはもう65以後の人を打ち切ることは適切ではないからということで、市長が頑張っていていただいて県に要請しておりますが、県はなかなかうんと言いませんが、しかし、超高齢化社会に入っていくようなこの時期にこうした問題を、私はせっかくそういう障害者基本法や障害者権利条約に沿ってやるということは、日本の政府も認めておるわけでありますので、市の制度だけじゃなくて、少なくとも県の制度、あるいは国の制度として一貫したものにしていただくような御尽力をいただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 市長答弁というお話でございましたけれども、ま

ず制度的なことをお話しさせていただきたいと思っております。

御存じのように、身体障害者手帳は昭和24年、療育手帳につきましては昭和35年、精神保健福祉手帳が平成7年に制定されて現在に至っておるわけでございます。それぞれの障がいに対する法律の成立時期が、その時々時代の背景とか、また各団体の方の努力によって各種制度ができた場合もございます。現段階では、なかなか一本化ということは難しいのではないかとこのように思っております。

また、手当の支給につきましては、市といたしましては、議員も御承知のように、昭和49年4月に福祉の増進を目的とした弥富市心身障害者扶助料支給条例を制定して、身体障害者手帳の交付を受けた身体障がいのある方に対して、また療育手帳の交付を受けた知的障がいの方に対して、手帳の等級に応じて単独の扶助料を支給するところでございます。また、平成15年には弥富市精神障害者給付金支給要綱を制定して、精神障害者手帳の交付を受けた精神障がいのある方に対して、市単独の給付金を支給しておることは御存じかと思っております。

市が支給する手当及び給付金の支給要件は、手帳の交付を受けた方としておりますので、発達障がいのある方には、知的障がいを伴う場合を除き、障害者手帳は交付されておられませんので、交付対象となっております。

次に、愛知県では身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けた重度障がいのある方に対して在宅重度障害者手当が支給されています。また、国は重複した種々の障がいのある方に対して特別障害者手当を支給しています。この手当は、障害者手帳の交付を要件とせず、医師の診断書をもとに認定しており、一部精神障がいのある方も対象になっております。

このように、国や県・市で支給している手当等につきましては、一体的なものになっていないのは確かでございます。一体的な制度が理想であるかとは思いますが、障がいのある方に対する各種手当は国・県・市それぞれの支給要件が異なっておりますが、申請の窓口といたしましては全て市になっております。そういったものにつきましては、福祉課に御相談いただければと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤高君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 私が申し上げておるのは、一本化という意味ではないんです。これは障害者基本法や国際条約によりまして、同じような状態の人たちはみんな支援をしますということをやっておりますし、それからもう1つは、日本もそういう国際条約を批准しているわけですね。やるのが当たり前なんです。ところが、今部長が答弁されましたように、経緯もあって、身体障害者手帳と療育手帳の関係は、軽いもの同士で3級に上げるという医療費無料制度や何か使える仕組みもありますし、そういうことができる仕組みが相互間で補完し合う仕組みになってはいますが、精神の障がいについては全くそれはありませんよね。

実際のことを言いまして、私も次の質問に移りますからそこでも伺いたいんですが、例えば市の4期障がい福祉計画の素案を見せていただきますと、65歳以上の人で精神障がいの福祉手帳を持っている人はわずか36人ですよね。これほど認知症が大きな社会問題になって、しかも寝たきりだとか、あるいは認知症で介護を受けておる人がいっぱいおるわけですが、入院をしておる人でも手帳を持っていない状態、あるいは今認知症がそういう対象になっていることも知らない人がいっぱいいるのと、もう1つは、この手帳は精神・神経のそういう先生の診断書が要りますから、なかなかそういうことが、私も何人か相談に乗って、寝たきりだったり、あるいは介護3だとか4だとかという人の中で、手帳を持っていますかと言ったら持っていないと。申請して手帳を取って、身体障がいのほうで医療費が無料になったとか、あるいは今度は認知症だけでも一定の障がいで手帳が出れば、身障の3級相当ですから精神福祉手帳では2級ですよ。手帳が出れば医療も無料になるということになったんですが、ほとんど現実に住民も知らないし、それからそういう支える仕組みもできていないということで、始まったということと同時にさまざまな事情があつて、実際に支援を必要とする人たちに手が届いていないという実情でございますので、ぜひ踏み込んだ検討を進めていただきたいことを、もう時間ありませんので要望して、次の質問に移らせていただきます。

全部飛ばしまして、最後の国民健康保険税の負担軽減のための一般会計繰入金の必要額を確保していただきたいということでお尋ねいたします。

これは、22年度の税収の大幅な落ち込み、これは所得の減少によるものでありますが、国からの基本的な収入となります交付金や支出金が、担当者の方も全く理解できないような減額がされた中で、当初大幅な値上げ案が示されましたが、負担の限界に来ているという私たちの訴えに、市長からも上げ幅については慎重に対応するようにとの指示があり、22年度は国保税の値上げを抑えるためのその他繰入金、当初予算2億3,000万円に対して、赤字になるかもしれないということで、さらに7,500万円の補正予算を追加し、審議中の当初予算で2億円としていたところを、3,000万円補正を追加するということを前提にして上げ幅の縮小が協議をされて、所得減収による落ち込み分平均6,000円ほどをめどに最小限の値上げをしたいということで、日本共産党市議団も、この状況のもとで市側としても必要な努力をされているので、最小限の引き上げはやむを得ないとして賛成をした経過がございます。

結果としましては、22年度は積立金の取り崩しはありましたが、補正された7,500万円は必要がなくなり、23年度には国からなどの負担が22年度に比べて約4億円引き上げられ、加えて引き下げるとしていた税率で計算した結果は、当初の値上げ計画にほぼ等しい額となり、滞納繰越分を含む税収は22年度決算を1億2,300万円も上回り、値上げを抑えるためとした3,000万円の補正予算も使わず、24年度は2億円、25年度は実際の繰入金は1億円とし、新年度予算でも1億円と大幅に減額されております。国の負担が正常に戻り、市の負担も大幅

に引き下げられましたが、想定外となった上がった市民の負担はそのままで。22年度には、現年度分・滞納分・延滞金を合わせた加入者1人当たりの実際の国保加入者の納入額は8万7,747円でしたが、25年度の決算では10万3,843円と、18.34%もの実質負担増となっております。そうした対策も含めまして、現年度課税分を当初の想定内に戻される検討をすることを強く求めます。

軽減を受けられない皆さんの間でも、現在の負担額というのは、所得が下がり続ける中で大変な負担増になっておりまして、今回の国の制度改正の問題もありまして、名古屋市でも、現在の保険料1人当たり3,500円ほど新年度引き下げると、あるいは京都市でも2,500円程度の引き下げを行うなど、本当にこれ以上にどんどん賃金も個人事業者の皆さんの収入が減り続けている中で負担の限界に来ているという、この値上げのときの状況に比べましても、その後も実質収入が下がり続けておりますので、少なくともその当初の範囲に保険料全体を軽減する手だてをとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 国民健康保険税につきましては、保険税国庫負担金、その他の収入を財源として保険給付を中心とする事業を行うものであります。そのために特別会計を設けて、独立採算で経理されることになっております。

平成25年度における保険税の賦課状況を見ますと、被保険者1人当たりの調定額は、弥富市では11万2,826円、愛知県の市町村平均では11万3,311円ございまして、また医療費の被保険者1人当たりの額は、弥富市では30万735円、愛知県市町村平均では29万9,309円でございます。どちらもほぼ同じ額となっております、適正な税負担をお願いしていると考えております。

このような適正な税負担を考えている中で、仮に税率を下げれば、一般会計の法定外の繰入金金をふやさなければなりません。そうすると、それだけ弥富市においてさまざまな事業もございまして、そういった他の事業を削減しなければならなくなりますので、税率を引き下げするための法定外繰入金金の増額は考えておりません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 独立採算制ということは、私も言われなくたって百も承知です。ただ、弥富町時代から弥富市は従来から、少なくとも医療費は海南病院があつたりたくさんありますので、平均に比べて高くなるに決まっておる、そんなものは。安くなるようなことは絶対ありません。山間僻地まで入れたら、ほとんど医療費なんか大幅に低いところもありますから、平均するとそういうことになるんですが、そのときに当時の保守系の議員の皆さんも含めて、せめてよその市町がやっておる平均的な繰り入れをしたり、そして今医療費も平均額、負担も平均額に近いということなんですが、繰入額を一定額やって、そして全県的

に見るとそこそこ、そんな平均よりは安いところはずうっとやってきたんですね。しかも23年の値上げのときには、そういうことを考慮に入れてそんなに上げないということをやつて、ところが、その当時、説明がつかんような形で大幅に削減された国の負担が、翌年は4億円近くもふやされてきたことと、それから大幅に想定していたよりも調定額が上がったことから、そういう繰入金も、それまででいうと1億7,000万だとか、2億だとか、どうしてもいかんときは、2億3,000万に7,500万ですから3億500万補正予算を組んでということもしてきたんですが、そんな状態は異常だと思いますが、少なくとも1億円に引き下げるような範囲でやっていくのは、全県の他の市町並みの繰り入れをして、私は23年の値上げのときに議論した線に基本的に戻すことができる状態になってきておるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 弥富市の被保険者1人当たりの一般会計の法定外繰入金につきましては、平成23年度は2億円でございました。平成24年度も2億円、平成25年度が1億円、ここまではもう確定しております。それで、仮に26年度に1億円、27年度に1億円といたしますと、平成23年度から平成27年度までの5年間で7億円という形になりまして、これを5年間で割りますと、被保険者1人当たりでございますが、1万1,934円と、このようになります。そうしたら、県平均はどうかといいますと、平成24年度における愛知県平均は1万2,359円と、ほぼ同じ額になります。ですから、1億円だけ捉えてみて高いとか安いというよりも、長期スパン、23年度から5年間で見ますと、ほぼ法定外の繰入金も妥当な県平均の額を入れておると考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 24年度と比較をしたものですね。だけど、実際には今回の国の制度改定等によりまして、要するに法定外繰り入れをしなくてもいいようにしていこうということもあってやったんですが、そうはいっても負担の限界を超えておるという認識は23年度のときもあったんです。だから一定の負担をしましょうということでやってきた経緯がありますので、ここは、今24年度と比べて1万2,000円だからと言っていますが、多分全県的に4年間なりそこらの平均をすともうちょっと違った額になってくると思いますし、とにかく財政的な都合だけじゃなく、今まで議会と当局側、あるいは市民の皆さんとの間で議論してきたこと、あるいは今回、名古屋市や京都市が、そういう国の制度による軽減策もあるということもあって、名古屋市は3,500円余り、京都市は2,500円余りを引き下げておりまして、全国的にも、これ以上の国保の、特に所得の低い人たちの負担というのは、軽減策がとられない人たちが本当に大変なんですよ。そういうものとして今までも議論を尽くしてきたと思いますので、そこは十分考慮した検討を求めます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 国保会計につきまして、いろいろと御意見をいただくわけですが、今、質疑の中におきましても国庫の改革という中で、27年4月から新しい国保制度というようなものが動き始めるわけでございます。

今後の流れについて少しお話をさせていただきますけれども、弥富市としては平成27年度国保の特別会計予算という形で50億4,700万円を計上させていただいております。これは昨年度に比べますと6億9,700万円の増額でございます。約7億円の増額をしたということは、保険財政が市町村から都道府県に対して移行する準備期間というようなこともあるわけでございますけれども、保険財政の共同安定化事業拠出金という名目で拠出させていただきました。

これにつきまして、さらに国のほうにおきましては、27年度1,700億円の財政を国保に入れるということでございます。これは、1人当たりに対しますと5,000円になってくるわけでございますけれども、これにつきましてはまだきちとした形になっておりませんが、最終的には皆様方に補正というような状況の中で、この国の財源というものに対して国保に宛がっていきたいと思っております。

そしてまた、平成29年、30年におきましては、倍額の3,400円を平成30年度からの都道府県単位という形において繰り入れていくと。これも財政の強化ということになるわけでございます。

そういうような形をしながら、市町村の今まで負担をしておりました一般会計の繰り入れということに対して是正をしていこうということが大きな流れとしてあるわけです。そうした形の中で、平成30年というような状況を見据えながら、弥富市の保険料をどうしていくかということにつきましては、この辺の流れをしっかりと注視しながら決めていかなきゃならないと思っております。

そういう中で、非常に大きな予算になってきましたけれども、我々としては、保険料についても、こういう国の流れも含めて検討する時期が来るだろうと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） とても納得できるものではありませんが、時間が来ましたので、議会は市民と議論をしたことを踏まえた対応を求めて、質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三浦義光議員、お願いします。

○8番（三浦義光君） 8番 三浦義光でございます。

通告に従いまして、今回2項目の質問をさせていただきます。

まず1点目、新年度に向けての弥富市介護支援についての質問をいたします。

午前中、三宮議員からの質問もございましたが、私は互いに助け合う互助について、これを重点に置いて質問をさせていただきます。

また、平成26年度において炭竈議員、堀岡議員から同様な質問がなされておりますが、こちらに関してもなるべく重複しないよう注意していきたいと思います。

最初に、以前にも話しましたが、総務省統計局の算出で、全国的に見ますと、戦後生まれのいわゆる団塊の世代、昭和22年から昭和24年生まれの方々が65歳以上となる平成27年は、65歳以上人口が3,277万人、高齢化率は26.0%、75歳以上人口1,574万人、後期高齢化率は12.5%となる見通しでございます。そして、現時点での65から74歳までの前期高齢者は、その後続く10年間に後期高齢者になる人々であります。前期高齢者の方々について、実効性のある介護予防の取り組みが現在確立できるかどうか、その後の時代のあり方に決定的な意味を持つこととなります。

また、高齢化の進展は全国一律ではないことにも留意する必要があります。増加率は大きな地域差があると思われ、都市部においては大幅に上回るインパクトの急激な高齢化が起こり得るとされております。

次に、国立社会保障・人口問題研究所の算出で、全国で平成17年から27年にかけて、高齢世帯数は1,289万世帯から1,659万世帯へと28.7%増加いたします。そのうち、高齢単独世帯は366万世帯から497万世帯へと35.9%増加する見通しであり、高齢世帯全体における高齢単独世帯の割合が高まることとなります。

また、総務省国勢調査、並びに国立社会保障・人口問題研究所の推計で、平成17年時点でひとり暮らし高齢者の4人に3人が女性でありましたが、今後は男性のひとり暮らし高齢者の伸びは高くなる見通しであります。平成27年時点では3人に2人がまだ女性ということで見込まれております。

市内介護事情についてですが、おひとり住まい老人世帯、老夫婦世帯に関しては、さきの12月議会の炭竈議員の質問において、ひとり住まい老人世帯は1,415世帯、老夫婦世帯は1,536世帯という答えをいただいておりますが、近隣海部市町村との比較、愛知県内での比較ということは、弥富市としては把握しておるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 市内の独居老人世帯とか老夫婦世帯でございますが、本市の平成26年4月1日現在の総世帯数1万6,560世帯であります。そのうち、ひとり暮らし世帯は1,415世帯で8.54%、65歳以上の高齢者のみの世帯は1,536世帯で9.28%であります。

次に、近隣市町村でございますが、県が行った調査によりますと、割合でお答えいたします。

まずおひとり暮らし世帯ですけれども、津島市13.35%、愛西市7.35%、あま市6.63%、大治町9.47%、蟹江町11.17%、飛島村3.51%。

次に、高齢者のみのおひとり暮らしと申しますか、高齢者のみの世帯でございますけれども、津島市24.83%、愛西市11.39%、あま市8.47%、大治町8.21%、蟹江町8.88%、飛島村5.39%となっており、県全体での集計は行ってみえないようです。海部津島地区全体で見ますと、おひとり暮らし世帯は9.14%、高齢者のみの世帯は12.33%ですから、弥富市はどちらもやや低い状況であります。以上でございます。

○議長（佐藤高次郎君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 近隣市町との比率での比較では、割合から見れば高い水準ではないのかもしれませんが、いずれにせよ、冒頭でも言いましたが、これからますます高齢世帯は増加していくことに弥富市も間違いのない状況だと思います。

これを踏まえ、老老介護について質問をいたします。

昨年9月議会の一般質問の中で複数の議員からも発言がございましたが、認知症の当時91歳の男性が徘徊中に列車にはねられて死亡した事故では、当時85歳の妻に監督義務があったとして賠償責任を命じた事例。また、介護に疲れたと、自宅のベッドで座っていた79歳の夫の頭を何度も殴りつけ、70歳の妻が警視庁に傷害致死の疑いで逮捕された事例。これら介護を担う家族の負担は重く、ましてや介護者が高齢者となれば、その重みははかり知れません。

以前、13年の国民生活基礎調査によりますと、同居する家族が主に介護を担う世帯のうち、介護される人だけでなく、する人も65歳以上という世帯の割合が初めて5割を超えました。ともに、75歳以上の割合も29%と過去最高でした。背景には、高齢化以外に核家族化も進んでいることが上げられます。高齢化率の伸びを考えれば、老老介護はますますふえる見通しであります。

また、この調査では、自宅で介護されている人のうち、主に家庭で介護をする人は、同居の家族が61%と最も多く、介護サービス事業者の14%を大きく上回っています。介護は、家族頼みの状況は変わっていません。

特別養護老人ホーム、特養の待機者は全国で約52万人に上り、半数は在宅で入所待ちをしています。厚生労働省は、施設よりも在宅サービスの充実に力を入れていますが、待機者数

は増加の一途でして、施策は現場のニーズを反映しているのでしょうか。

政府は、社会全体で支え合う介護の社会化を掲げて介護保険制度を導入していますが、介護地獄からの抜け出せない家族がいることは大きな問題でございます。にもかかわらず、介護サービスのカットを進め、特養の新規入所者を原則として中・重度の要介護者に限定するほか、一定以上の所得がある利用者の負担を2割に上げることを柱とする地域医療・介護総合確保推進法を成立させています。介護サービスの利用を手控える家庭がふえることが予想されます。市としては、これらの観点から老老介護の実情についてどう考えておりますか。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 老老介護について、まず本市の直近の状況を申し上げますと、65歳以上の高齢者2人世帯が1,634世帯、これ直近の状態であります。そのうち2人とも要介護または支援の認定を受けてみえる世帯は55世帯、またどちらかお1人が認定を受けてみえる世帯は191世帯で、合計246世帯となっております。

高齢化の進展に伴い、さらに核家族化もあって老老介護は年々増加傾向にあると考えられます。配偶者に介護してもらいが多い一方、利用料金が高いことや家に他人を入れたくないとのことから介護サービスを利用しないケース、また施設入所を希望しても、特別養護老人ホームも待ちが多く、高齢者のみの世帯の場合、介護者の代役もないことがありますので、何かあったときに不幸が起こるということではないでしょうか。

解決策の一つは、閉鎖的環境を防ぎ、できるだけオープンにして外部の助けを受け入れていただくことが必要であります。一人で抱え込まないこと。老老介護の日々を送る高齢者には、気軽に相談できる相手が身近にいる環境が大切であります。デイサービスやショートステイを利用して、その間はゆっくり心を切りかえて介護者も休めるようにすること。また、老老介護を支えるためには、地域社会の人々の支援も重要であります。高齢者家族が孤立してしまうことのないように、何か変わった事態が生じたら即座に行動を起こせるように、地域社会との連携を深めていただきたいと思います。

今後、市としましては、今まで以上に、地域包括支援センターにおいて非常のときの安否確認、介護保険サービスの利用援助、88歳の方へのおたっしや訪問、虐待への対応などに一層取り組んでまいります。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） この後の質問にもつながりますが、これからは行政任せではなく、それぞれ市民の皆様で考えていかなければならない問題だと思っております。

次に、自宅で家族を介護していると、主な介護者が問題を一人で抱え込んでしまい、周囲が気がつかないうちに鬱の症状が進むケースが少なくないそうです。

事例として、認知症の80代の母を在宅介護する女性は、一人で介護を担い、週3回のデイ

サービスを使い何とか続けてきましたが、好きな旅行にも行けず、家にこもりがちになり、体重は10キロ近く落ち、両手がこわばってしっかり握れなくなっていました。母の顔を見ると吐き気がし、母の頭をぶったり、母を殺して私も死のうと思ったこともあったそうです。鬱病と診断されても、自分では鬱だと思っていなかったと、受診するまで気がつかないということでした。

また、違う事例では、認知症の義母を在宅で2年間介護してきた女性は、自分一人で判断し対応しなければという責任感が負担に、息抜きも兼ねてパートにも出ましたが、目が離せなく、それもやめました。夜も安心して眠れず、持病のリウマチも悪化。週3回のデイサービスから義母の帰宅が近づくと動悸がとまらなくなった。義母の相談に行った病院の精神科で、医師から心配されたということ。

これらの事例のように、介護者を支援する一般社団法人日本ケアラー連盟の代表理事の堀越栄子日本女子大教授によりますと、介護を嫌がっていると思われることを心配して、介護者は自分から助けを求めない傾向にあるといます。介護保険は、要介護者の支援が中心で、介護者の心のケアなど直接的な支援はほとんどないということも拍車をかけています。

国立長寿医療研究センターの荒井由美子長寿政策科学研究部長と富山市が調査したところ、介護の負担を強く感じている介護者ほど鬱病の程度が高かった。一方、身近に相談できる人が多いと、介護の負担感や鬱状態が軽い傾向が出ましたという調査がありました。

こうした状況を改善するため、埼玉県では、市民団体などが県内27カ所で定期的に介護者が集うサロンを実施。岩手県花巻市や北海道栗山町は、数年前から社会福祉協議会の職員さんたちが介護者を訪問し、相談に乗る事業を始めております。前に出しました荒井部長は、介護鬱を判定する質問票を早期発見と支援に役立ててもらうため、ケアマネジャーや訪問介護士に提供することを検討しているそうです。

弥富市では、鬱を抱えている介護者の把握、支援対策を検討しておりますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 介護の鬱問題についてでございますが、鬱を抱えている介護者の把握については、現段階では正確な件数は把握しておりません。したがって、ケアマネジャーに今議員がおっしゃった質問票を提供するというようなことは非常によい方法であると思いますので、月々開催しております介護保険サービス調整会議という場で提案をしてみたいと思っております。

支援対策でございますが、まずは介護の量を軽減してあげることが最優先であります。また、サービスを多く利用していただくことも一つですし、ケアマネジャーが介護者の困っている話を傾聴するなどが主なことになろうかと思えます。

そこで、ケアマネジャーの資質の向上ということにつながるわけですが、そのために介護

保険サービス調整会議や認定調査を行っております海部南部広域事務組合の訪問調査員研修において、精神科医や心理士の講義を開催するなど、検討をしていきます。ほかにも、サービス事業所において家族会を立ち上げていただくとか、今後、実施を計画しておりますふれあいサロンが、そういう方向に向かっていけばと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） なかなか表に出てこない問題ではあります。しかしながら、先ほど紹介しました国立長寿医療研究センターと富山市が市内で実施した調査では、介護者の3割以上が鬱状態であるという調査が出ております。高齢者介護とともに、介護者への支援もこれから考えていかなければならないということでございます。

次の項目の質問に移ります。

国及び地方公共団体においては、できる限り住みなれた地域で、人生の最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができる社会の実現に向けて、介護・医療、住まい、生活支援、介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムが構築されています。この地域包括ケアシステムとは、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心、健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制とされています。つまりできる限り住みなれた自宅や地域で暮らし続けながら、必要に応じて医療や介護などのサービスを使い、最期を迎えられるような体制ということができ、本人、家族の選択と心構えを基盤に住まいと住まい方があり、その上でしっかりとした生活支援、福祉サービスに基づいて医療、看護、介護、リハビリテーション、保健、予防が提供されるといった姿が想定されます。

こういったことからわかるように、地域包括ケアシステムは介護保険制度など一つの制度の枠内では完結しません。地域に暮らす一人一人の暮らし方に関する選択と心構えを前提に、多様な関係主体がネットワーク化を図ることが必要不可欠です。その際、地域により人口動態や医療・介護需要のピークの時期、程度が大きく異なり、医療・介護資源の現状の地域差も大きい実態があるため、目指すべき地域包括ケアシステムの姿は地域によって異なります。

また、財政的な制約も踏まえれば、機能の多くを行政を中心とした公的サービスや単一の主体だけで担うことは困難です。つまり、住みなれた地域で生活を送る高齢者の多様な生活ニーズに応えられる仕組みをつくるためには、一般財源による福祉事業などの公助、介護保険などの共助だけではなく、自分のことは自分でする自助を基本としつつ、多様な主体と自治体が協働しながら地域全体を支え合う互助の体制をつくっていくことが非常に重要でございます。

弥富市では、行政主導で、現在ささえあいセンターが他市よりもいち早く運営されており

ますが、私の把握しているところでは、昨年の7月31日現在で、協力会員98名、個人利用会員105名、法人利用会員2法人となっておりますが、最新の情報をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） ささえあいセンターの最新の状況について申し上げます。

1月末におきまして、協力会員の方112名、そのうち年齢層は60代、70代の方で90名を占めております。また、ホームヘルパーの資格のある方が39名お見えになります。利用会員のほうですが140名、年齢層は80代、90代の方で99名を占めております。法人会委員は5法人であります。

次に、援助活動の内容について申し上げます。

平成26年4月から平成27年1月までの9カ月間で、見守り542件、調理の援助533件、掃除・片づけ386件、通院介助368件、ごみ出し241件という状況の中、コーディネーターを通して適切な運営ができております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） ささえあいセンター事業は大変すばらしい事業ではあると思いますが、利用会員に生活の維持にかかわるような支援を継続的に提供してもらうようなケアプランを作成すると、協力会員は安価な労働力として扱われる可能性もございます。インフォーマルな協力会員に対するこうした見解は慎みたいと思います。インフォーマルな協力会員は、利用会員との情緒的な結びつきを持っており、その関係の中で生活ニーズを満たす支援を提供し、協力会員がこうした支援を行いやすいケアプランを作成してもらいたいと思います。

ここで、互助という観点から、離れて暮らす高齢者の方を見守る中日新聞販売店の無料読者安否確認サービス「み・まもーる」を紹介したいと思います。このサービスは、愛知県、岐阜県、三重県の中日新聞販売店が無料で行う読者サービスでして、登録手続は至って簡単で、希望される高齢者の方の氏名、住所、電話番号と緊急連絡先の方の氏名、住所、携帯電話、続柄をお知らせいただくだけです。仕組みとしては、スタッフの方が異常を察知すると販売店に連絡、訪問や電話などで確認。確認がとれない場合、登録された緊急連絡先へ連絡、そして安否を確認するというものでございます。中日新聞本社へこのサービスについて問い合わせたところ、昨年からは3県下の販売店から読者の方へパンフレットをポストインしてきたとのことでした。

そして新聞社以外に郵便局、ガス事業者、水道事業者、牛乳・乳酸菌飲料販売店などと、愛知県下の市町村は高齢者見守りネットワークを協定締結しているとの説明がございました。32の市町村が、どこかしらの事業者と締結をしております。近隣ですと、あま市が多くの事業者と、大治町が新聞販売店、金融機関と、愛西市が金融機関と、津島市は協定締結してお

りませんが、依頼はしており、協力は得ているそうです。弥富市は、高齢者見守りネットワークの市町村協定締結一覧表にはありませんでした。市内の新聞販売店のうち1つの販売店では、現在6件の方がみ・まも一のサービスを受けているそうです。市からの協力要請があれば、幾らでも協力させていただくとのことをいただいております。ほかの事業者を含め、弥富市もぜひ協力締結の検討をお願いいたします。

次の質問に移ります。

認知症サポーター養成講座に関しては、昨年9月議会にて堀岡議員から細かな質問がございましたので、あえて説明することは避けまして、今回はボランティア活動の基礎知識を学ぶ研修、生活介護支援サポーター養成研修について質問をいたします。

ここまで質問をしてきました互助、市民の支え合いの根幹の研修であると思われまます。年に1回定期開催し、受講した方はささえあいセンターの協力会員になるなどして活躍しておられるそうですという説明がなされておりますが、詳細についてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 弥富市における地域づくりについてということで、市民の支え合い、互助への取り組みについてお答えさせていただきます。

認知症サポーターに特化しない介護支援サポーターについては、ささえあいセンターにおいて、「市民がきづく弥富の絆」と銘打って日常生活介護支援サポーター養成研修を開催しております。内容は、福祉制度を知っていただくこと、御自身の知識や才能を再発見していただくことの講座や、要援護者とのかかわり方の体験実習などです。これは、誰もが安心して弥富市で暮らし続けるために、市民みずからができる範囲でお手伝いをいただくボランティアの育成を目指しています。御本人自身の生きがいがづくりや健康づくりに大いに役立つとともに、互助の精神をつくり出していくものと思われまます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 私も、弥富市の催しではなかったのですが、介護支援サポーター養成講座に参加をしてきました。高齢などによる孤立化が進む中での地域で高齢者をサポートし、身近な生活圏域で心がけや目配りで見守り、相談を受けて、介護のこと、認知症のこと、地域で一緒に考え学ぶ講座でございました。

次に、新しく始まっている高齢者向けカフェ、高齢者向けサロンについて質問いたします。

そもそも認知症政策推進5カ年計画、オレンジプランの中に記載されている認知症の人やその家族などに対する支援の認知症カフェ、認知症の人と家族、地域住民、専門家などの誰もが参加でき集う場所となっております。開設の動機別に類別化しますと、まず認知症の人と家族が集う場の発展型、運営母体が家族会、運営費用がおよそ年間10から50万円、資金源は自己資金、財団などの助成金、参加費でして、活動場所は個人の家。そして、認知症また

は高齢者の専門施設の発展型、運営母体が社会福祉法人、運営費用は年間100から200万円、資金源は法人、財団の助成金、活動場所が施設の1室。そして、自治体のモデル事業型では、運営母体が市町村、運営費用が年間200万円以上、資金源は市町村からの補助金、活動場所は施設の1室。また、地域住民が集う場の発展型ということで、運営母体はNPO法人、運営費用は年間100から200万円、資金源は寄附、会費、活動場所は民家、空き店舗ということです。既存形態にとらわれない個人の実践発展型というものでは、運営母体はNPO法人、運営費用は年間100から200万円、資金源は個人資金、NPOの会費、寄附など、活動場所は民家等々になります。

カフェは、さきに質問いたしました鬱問題を含め、患者の介護に悩んでいる家族の心のよりどころになると期待をしております。そして、全国的にふえています、「認知症カフェ」というキーワードをインターネットで検索しても欲しい情報にたどり着かないことが多いです。名称を工夫しているからでございます。認知症カフェでは、やはり集うのを控える傾向でして、今回弥富市でも始まっているカフェでも、それぞれ名前を工夫されています。

また、資金繰りはまだまだ苦勞されているようで、せっかく始まったのであれば長い期間継続をお願いしたいものでございます。

弥富市は、この4月に本格的に開設する高齢者向けカフェに対して指導はされておりますか。また、委託料として新年度予算に組み込まれておりますが、委託先として介護サービス事業所及び福寿会、自治会となっておりますが、予算の配分などは一律なのでしょうか。事業内容により変わるのでしょうか。これらを含めて、全体の内容を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤高君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 一部介護事業所において取り組んでいただいております、ふれあいサロンと言っておりますけれども、内容について申し上げます。

指導というよりも、その内容について協議をさせていただいたところであります。

中身につきましては、講座、講演会、演奏会、運動など、多くの人が参加しやすいような企画を行うこと。また、飲み物などの提供を行うカフェを行い、希望者からの相談を受けることとし、認知症の相談に対応できる社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、作業療法士、介護支援専門員などの専門職を最低1名以上参加させることが望ましいこと、弥富市ささえあいセンター協力会員など、弥富市が養成したボランティアの受け入れを行うことが望ましいこと、参加者同士の交流があること、専門職種が個別相談に対応できるように配慮すること、相談内容により適切な関係機関が行う支援につなぐことなどとしていますが、まずは始めていただくことが重要と考えています。

今後の支援としましては、市の委託事業として位置づけ、経費を支援していく計画でござ

います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） まだ私も一部のカフェを見学させていただきただけでして、全体を把握しておるわけではございませんが、こうした場が互助の第一歩であり、ここから高齢者同士、または介護者同士の喜びやつらさを分かち合い、気遣い合っていければいいのではないのでしょうか。

それから、さきにも申しましたが、高齢者向けのカフェは始まったばかりでございます。余り最初からあれもこれもとメニューを作成せず、肝心なのはいかに長続きする運営をしていただくかです。事業者などと十分な話し合いを、よろしく願いをいたします。

最後に、間もなく発表される第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画についての質問でございます。

さきの1月6日から2月5日まで、パブリックコメント実施のために素案が閲覧可能でしたが、第5期から第6期に移行する中で特筆する事項をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 第6期介護保険事業計画の概要でございますが、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするため、介護・医療、生活支援、介護予防、住まいを一体的に支援する地域包括ケアシステムの構築や、ケアマネジャーが利用者の主治医と連携を深められるようにするために、市内の医療機関、医療関係者と介護サービス事業者、介護専門職とが日常的に連携できる電子連絡帳の導入を検討していきます。

また、地域包括支援センターの機能強化とともに、介護サービスの質の向上のため、地域ケア会議において専門職、他職種間の研修を実施し、資質向上を図っていきます。

健康寿命の面では、その寿命を延伸し、高齢期に活力ある生活を送れるよう、栄養・食生活の改善、身近な地域での主体的な健康づくり活動の拡大等に取り組むとともに、元気で健康な高齢者が身近な地域において通える場を充実させ、参加者やその活動の拡大を図るなど、引き続き元気塾の開催や、ささえあいセンターの拡充をしていきます。

認知症、閉じこもり予防のためには、予防教室やふれあいサロンを開催し、介護予防の機能強化を図り、認知症の方も地域で生活しやすい環境づくりを目指し、認知症サポーター養成講座を積極的に開催していきます。

さらに、今後は医療ニーズの高い後期高齢者が増加していくことが見込まれることから、在宅医療連携拠点機能の中心的役割を果たすことが期待される市医師会等との連携強化により、退院調整や日常の療養支援等について、在宅側の職種、これはかかりつけ医や訪問看護ステーション、ケアマネジャーなどであります。そういった方々へも周知し、地域のケア提供者と協働で支援していく仕組みづくりに取り組むこととしております。

最後に、保険料につきましては、介護保険条例の一部改正として案を提出させていただいておりでございます。これにつきましては、低所得者の方に配慮した負担割合を設定し、軽減の強化を図ったところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 住みなれた町で、人とのつながりや役割を持って暮らし続けることが地域みんなで支え合うケア、地域包括ケアでございます。

介護保険制度が始まって15年、介護の社会化、介護の市場化などの矛盾が生じてきております現在、利用者や家族、地域の人たちを主人公にした市民の互助でしか実現しないのではないのでしょうか。居場所が奪われ、自分の役割を失い、自分は価値のない人間だと感じるなどの不安要素を取り除くケアを施し、普通の生活を送る中で、平凡だけれども、ともに暮らす人がお互いに喜びやつらさもみんなで分かち合う、気遣い合って暮らすこと、最期まで安心して住みなれた町で暮らせるよう、これからも万全な地域包括ケアを構築していただきたいと思います。

最後に統括して、市長から介護、特に互助関係についてお考えをいただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員にお答え申し上げます。

第6期の介護事業計画・高齢者福祉計画がいよいよ27年、向こう3年間という中でスタートするわけでございます。

御承知のように、超高齢化社会に対して、介護認定をされる方もふえてまいりました。そして同時に、介護に対する給付額という形の中で、非常に大きな介護サービスのための負担金というものがふえてきておるわけでございます。市といたしましてはしっかりと介護を支えていかなきゃならないと同時に、市町村負担が大きくなってまいります。

また、1号被保険者、2号被保険者に対しても、保険料ということに対して大変御負担になっているだろうと思っております。これから国に対しても、この辺のところについては大いに改善していただくように、我々としては要望してまいりたいと思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、介護を支えていく中で、多くの市民の皆様の御協力で行っていかなくちゃならないと思っております。介護の保険料の一部改正という中で、今回3月議会に提案させていただいております。また熟知していただいて、御承認賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） それでは、2つ目の質問に移りたいと思います。

弥富市職員提案制度についてでございます。

例規集の中から、弥富市職員提案規定を見てみますと、事務事業の改善に関する職員の自由で独創的な発想による提案を奨励し、実施することにより行政効果の向上、事務の能率化及び職員の資質の向上を図ることを目的としております。

提案内容は、提案者の創意、または研究による具体的かつ建設的なもので、市民サービスの向上に役立つもの、事務能率の向上に役立つもの、経費節減に役立つもの、またそのほか公益上有効であるものが上げられております。

地方自治体において、職員は行政のプロであり、その資質が市民生活の向上に直結していると思われまふ。高度な能力と包容力のある人間性が求められていますが、昨今の不況の影響で自治体の財政はますます厳しくなり、企画・政策の立案能力と遂行能力も問われていると思われまふ。

職員提案制度といえば、全国的にも豊田市役所が有名でございますが、昭和40年代から始まっていて、ここ10年でも毎年6,000件以上の提案があり、多い年は8,000件を超えているそふでございます。豊田市役所の財政力指数は1.0をはるかに超えておりますが、早くから民間委託などに取り組んでいて、お金がある自治体は余り行政改革に取り組んでいないと思われがちでございますが、学ぶべき点がたくさんある市役所ということでございます。

我が弥富市では職員提案の現状、提案数から提案内容、採用数などを聞かせてください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 職員提案の現状、採用についてでございますが、平成26年9月に実施をいたしました。そのときの提案数は77件、うち共同提案が24件でございます。その中で採択数が13件、うち共同提案は3件でございます。それで、検討ということにしたものが29件、うち共同提案は7件でございます。不採択が35件、うち共同提案であったものが14件という内訳でございます。

それで、提案の中で採択したものの内容の中の主なものについてでございますが、1つとして、各課ごとの公用車の管理をグループウェアの利用により職員が共有できるようにするということで、全ての公用車というわけにはいきませんが、このグループウェアで管理できるものはそのような形に切りかえるというのが1点目でございます。

2点目でございますが、各課での毎日の仕事を始める前に打ち合わせというのは従来から行っておったわけでございますが、それを業務終了時にも行うようにして業務の区切りをはっきりとさせ、時間外作業の把握や協力体制の確認を行うようにしたというのが2点目でございます。

3点目として、事務引き継ぎがスムーズに行えるよう、引き継ぎ書のフォーマットを統一するというのが3点目ということで、ほかにもございますが、主な内容としてはそういうと

ころでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 一昔前であれば、多くの市民が、市の職員は住民票の発行や課税などの制度に決められたとおりに実行することが第一の業務だと思われがちでございましたが、顧客ではないですが、市民満足度の向上や経費節減の努力をしている姿がまだまだ見えていないように感じます。このような姿を市民の皆さんに見ていただくのも必要なことではないかと思えます。

次に、NPM（ニュー・パブリック・マネジメント）に関して質問をいたします。

NPMとは、民間企業における経営手法などを公共部門に適用し、そのマネジメント能力を高め、効率化、活性化を図るという考え方をいいます。

1980年代半ば以降、イギリスやニュージーランドなどにおいて形成された経済財政諮問会議は、NPMに基づいて、より効率的で質の高い行政サービスの提供へと向かわせ、行政活動の透明性や説明責任を高め、住民の満足度を向上させることを目指すとしています。簡単に言いますと、行政が行ってきた公共サービスに市場メカニズムや民間企業経営の理念を取り入れ、より効率的なものにしようということでございます。具体的内容は、行政コストの削減により効率化、民営化、アウトソーシングの推進、競争原理の導入、結果主義による公共サービスの向上、市民を顧客として位置づける官僚制を緩やかな管理組織へ、説明責任の明確化などが上げられます。

国政では、1990年代後半のいわゆる橋本行革はNPMを意識したもので、独立行政法人制度の導入や政策評価の制度化などが決定されております。小泉改革もやはりこの理念でございまして、郵政民営化はもとより、規制緩和の実施、国立大学の独立行政法人化などを推進していったのであります。

しかし、地方自治体において、現在NPMという概念が浸透しているのでしょうか。民間委託を円滑化する指定管理者制度など法的な制度が整っていますが、うまく活用されておるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 弥富市の行政改革大綱におきまして、改革の基本的な考え方として、市役所全体の機能を最適化し、市役所が真に市民に役に立つところとなり得るためには、まず市役所自身が自己改革を行うことが必要であり、そこで、本市では行政を経営するという概念を導入して市役所の仕事の進め方や考え方を大きく変える新たな行政経営——これNMPでございますが——の仕組みを構築するとともに、実際に改革を担う職員の意識改革、能力開発を重視し、市役所の組織・文化や体質を変える行政改革に取り組んでいるところであります。

職員提案制度につきましては、政策提案や事務改善への意見が検討され、実現に向かう仕組みを整備することにより、職員の意欲と能力が最大限に発揮できる環境づくりに努め、課題の解決に向けて知恵を出し合い、それぞれが主体的に改革に取り組む新たな行政手法の一つであると考えております。

また、この指定管理者制度の取り組みにつきましては、現在、障害者生きがいセンター、高齢者生きがいセンター、デイサービスとして7つの施設の管理を行っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） また、「ナレッジマネジメント」という言葉がございます。日本語では知識管理、または知識経営という意味ですが、個人の持つ知識や情報を組織全体で共有し、有効に活用することで企業業績を上げるという経営手法でございますが、民間企業の手法ではございますが、ナレッジマネジメントを浸透させることにより、個人の能力の育成や組織全体の生産性の向上、意思決定のスピード向上、業務の革新が実現できると考えております。この経営学を導入した組織改革を実践し、地域全体で市民との協働による知識の創造、生涯学習の推進による政策研究の発展に取り組んでいくことも必要であると思われ、ナレッジマネジメントなどの考えの導入もこれから検討していただきたいと思います。

次に、先ほどの職員提案制度でございますが、愛知県内で見ますと、職員提案をホームページ上で開示している市がございます。蒲郡市、稲沢市、知立市などがございます。蒲郡市は採用提案の概要、知立市は優秀案の一覧、稲沢市に至っては採用提案をランクづけし、実施から調査・研究までをアップされております。弥富市は、開示の予定はございますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 提出されました全ての提案につきましては、職員には公開し、周知いたしております。

また、採択された提案につきまして、市のホームページに掲載しております行政改革の実施計画の取り組み状況、そちらの中で公表する予定でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） ぜひともお願いをいたします。職員の皆さんの考えが、より市民に伝わるんだと思います。

最後に、これからも職員提案制度が活性化していただくことを祈りますが、これには幹部層の方々の積極的な改善提案があつてからこそだと思います。

しかしながら、この3月をもって多くの幹部の方が定年退職を迎えられます。市民の方々から、一度にこれだけの異動があつて、行政サービスに影響はないかということがこのとこ

ろたまに問われることが多くなってきております。優秀な職員そろわれているわけですが、新年度において変わらぬ行政がとり行われることを信じております。

市長から新年度に向けての言葉をいただいて、今回の私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員にお答え申し上げます。

平成26年度3月末という形で、今年度の大量定年の退職者でございますけれども、3月末におきまして20名の職員が定年退職を迎えます。内訳といたしましては、行政職が15名、保育士が2名、学校用務員が2名、そして市役所の用務員の再任用が1名の計20名でございます。特に行政職では、部長が4名、次長課長が6名、その他5名という形で15名いるわけでございますけれども、管理職の退職が10名ということで、今回、際立った形かなと思っております。

再任用職員という形の中では、この制度を使って退職者のうち15名が残ってくれます。新たな気持ちで、今までの知識、あるいは経験を生かして職場の活性化に努めていただきたいということを申し上げておるところでございます。

一方、新規の採用ということでございますけれども、これは18名採用計画をさせていただきました。内訳といたしましては、行政職が11名、保育士が6名、そして用務員が1名でございます。新しい職場に4月からついてくれるわけでございますけれども、新たな気持ちと同時に、大きな意欲と目標を持っていただいて、自己啓発に励んでいただきたいと思っております。

先ほども言いましたように、管理職の退職が10名と多いわけでございますが、このことはもう既に私どもとしては当然予測しておったことでございますので、数年前から1つの部署に対して2人の次長制度というものを取り入れておりました。そうした形の中で、次長という形で、新しいポストで力を大いに発揮してくれるというふうに信じておるところでございます。

いずれにいたしましても再任用職員、あるいは臨時職員も含めまして全ての職員、今弥富市は340名の職員でございますけれども、今後とも市民サービスの向上に一丸となって努めていきたいと思っておりますので、また議員各位の御協力もよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） よろしく願いをいたします。終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は午後2時5分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時53分 休憩

午後2時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に那須英二議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 4番 那須英二、通告に従いまして、2点の項目にわたって質問させていただきます。

今回は、防災と、その後に財政改革、運動公園について質問させていただいております。通告ではちょっと変更して、防災のほうを先にさせていただいております。

あの東日本大震災より本日でちょうど4年ということで、午前中、平野議員からも御質問がありました。阪神・淡路大震災からも20年、そしてついこの間、長野のほうの震源であった地震でも、この弥富では震度2から3というような地震も起きました。そのとき私、寝ていたんですけれども、一瞬ついにこの地域に東海連動地震が来たかと一瞬びっくりしたわけですが、実際はそういった地震だったのでまだよかったということですが、ただ、本当にいつ来てもおかしくない、そんな状態が続いて、市民の方も大きく不安を抱いている方、たくさんいらっしゃると思います。

そんな中で、先月、2月に私ども市議会で浦安に行きまして、弥富で大きく心配されます液状化について、現地での話や、実際どのような状態だったのかということを見てまいりました。そこで感じてきたことは、まだまだ弥富ではやれていない対策や想定がたくさんあって、この弥富では防災対策、また災害時の対策が今最も優先しなければならないことだということを改めて実感してまいりました。

この弥富市では、来年度から危機管理課をつくり、防災対策を強化していくということで、施政の方針でも述べられておりました。まず初めに、この危機管理課というものは、今までの防災安全課とどのように違うのか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 近年の自然災害、異常気象の頻発、大規模化、想定していなかった新たな危機管理事案の出現などに鑑みまして、担当課が不明、または部をまたぐ対応が必要な不測の事態に、迅速に全庁的な危機管理体制の強化を目的として、防災安全課から危機管理課といたします。危機管理課の業務の内容につきましては、地震等の自然災害や国民保護法への対応を初め、交通安全や防犯など、市民の安全・安心を確保するためのさまざまな政策を企画、立案し、推進してまいります。

昨年は、防災安全課に自衛隊OBを危機管理相談員として迎え、初めての試みではありましたが、9月19日金曜日に南海トラフ巨大地震の発生、津波を想定し、海部南部消防署、蟹江警察署の協力と、来庁されている市民の皆様に避難誘導訓練への参加協力をお願いして、

市役所の防災訓練を実施いたしました。

また、市民の生命・生活及び財産を守ることを目的とし、大規模災害時においても行政機能、行政活動を継続するため、事前に必要な資源の再配分や対応方針、手段を定める業務継続計画の作成にも取り組む計画でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 要約しますと、今まで部をまたいで不都合であったものを、今回はまとめたことによって素早く対応していくということでございました。大いに、こうした危機管理に対してしっかりと強化していくことは、私どもとしても喫緊の課題としてやっていかなければならないことだと思っております。

先日、浦安で話を聞いてきまして強く感じたことは、この発災時と救助支援の対応・対策が、弥富ではちょっとおこなっているのではないかと感じてまいりました。

そこで、私はいろいろと考えていたんですが、段階を4つに分けて震災の対策をちょっと考えてみました。まずゼロ段階として防災、要するに地震が起こる、災害が起こる事前準備という部分でゼロ段階、1段階目として発災時、いざ地震が起こったときということと、2段階目として地震が起きてから救助を待つ間、3段階目としていざ復興へという段階の中で、どんな想定がされるのかということで思いをめぐらせて考えてまいりました。

例えば、ゼロ段階目の防災の視点においては、避難所の確保であったり、午前中も平野議員が言われたように堤防の強化であったり、また避難所まで行くためのルート、例えば橋であったり道路であったり、または家の中で地震が起きても命の危険から身を守るということで、耐震診断であったり、家具固定であったり、または今保育所に順次配付していつているライフジャケットの配備であったりというところで、事前準備という段階でゼロ段階は考えられるということでございます。どれ1つとっても本当に重要なことでございますが、細かく全部ついていくととても時間が足りないので、ここでは大きく、午前中も少し話されたということでありましてけれども、堤防の強化や橋の補修の計画が現在どのようになっているかと、もう1点、避難所が、先日出た県の避難シミュレーションにしてもまだまだ足りないということで、これをどうしていくかという部分で聞きたいと思っておりますので、お答えをお願いします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず堤防や橋の補修計画はどうなっているかということにつきまして、私から堤防についてお答えさせていただきます。橋の補修計画については、後ほど開発部長からお答えいたします。

まず、この堤防につきましては、平成26年12月に第3次愛知地震対策アクションプランが策定され、アクション項目として河川・海岸堤防の耐震化等の推進がでございます。取り組む

事項の内容は、津波等により浸水することを防ぐため、堤防等の耐震化を推進します。また、津波が堤防を超えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進しますとあり、今後は農地、海岸堤防、河川堤防及び建設海岸堤防の耐震化と補強・補修計画を進める計画となっております。

次に、避難所が県のシミュレーションでも足りないとしているがどうしていくのかという御質問でございますが、本年2月に弥富市をモデルとした津波避難シミュレーションの結果が愛知県より示され、建物上層階への垂直避難や避難場所の一層の増加などにより、避難未了者が減少するとの結果が出されております。

弥富市におきましては、津波・高潮緊急時避難場所の確保として、新白鳥保育所、白鳥小学校の整備を進めております。また、弥生小学校、十四山保育所の整備も平成27年度において計画しております。

このように、緊急時避難場所を確保することにより、避難できない人を解消するよう、公共施設の屋上の整備や民間施設などの避難できる施設の指定の拡大に努力してまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、橋梁の関係について答弁させていただきます。

橋梁の補修計画につきましては、市では橋の長さ15メートル以上の橋梁を、長寿命化修繕計画に基づきまして順次補修等の施行をしているところでございます。

また、道路法が改正されたことによりまして、市では今年度より現存する橋梁などの道路構造物の予防保全、老朽化対策として、橋梁については5年に1度計画的に定期点検、診断を実施することとしております。市が管理いたします橋の長さ2メートル以上の橋梁につきましては、計画的に点検・診断を進め、点検結果によりまして補修が必要となった場合につきましては、速やかな対応を行う予定でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） まず橋については、しっかりと点検をされて、順次その診断にエラーがあった場合、直していくということであるので、しっかりと行っていただきたいと思っております。

そして避難所に対しては、また後で述べてまいりますので、ここでは先に進みます。

今度、先ほど言われたように、新しい避難マップをこの3月か、もしくは4月に配布されるとお聞きしましたが、これは以前と同じものであるのか、それとも改良したものであるのか、まずお答えください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 避難マップということですが、今弥富市防災ガイドブッ

ク、こういったものを今作成中でございまして、こちらのほうに緊急時の避難場所等が記載されて、さらに一時避難所等の場所を表示した地図が載せてございます。これを本年度末に配付する予定でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 前回とは、ガイドブックがついたということで、地図自体は変更がないということですか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 数年前に作成してお配りしました地図につきましては、あくまでも当時の時点における津波・高潮の避難場所とかを記載しておりましたので、それ以降、新たに津波・高潮避難場所に指定された施設をここに加えまして、最新の状況で地図に載せまして、その地図を載せたガイドブックをお配りするということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） はい、わかりました。新しく更新したもので配られるということで、改めて自分がどこに避難するのかということを市民一人一人がわかっていたらいいかなあと考えております。

それで、弥富の人口は約4万5,000人ほどいらっしゃいますけれども、じゃあこの4万5,000人が全て市で指定された避難所に行くかといえば、必ずしもそうじゃないと思うんですね。というのは、例えば耐震の住んでいるマンションの3階以上に住まれている方は、下手したらそんな一時避難所、例えば2階しかない屋上の避難所に行くよりも自分の自宅のほうが安全じゃないかということもありますので、本当に避難が必要な方の人数をしっかりと把握をした上で、市民一人一人が家庭にいた場合、私はどこへ逃げたらいいんだということが明確にわかるような形で、今後進めていくのが重要なポイントになると思いますが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まずマンションの上層階のほうに見える方の人数は把握しておりませんが、議員御指摘のように、どこに避難したらよいかを把握していくことは大変重要と考えております。今後、津波避難のシミュレーションを参考にしまして避難計画を策定してまいります。

次に、家庭にいた場合にどこに逃げるか明確にわかっていることが重要ということでございますが、先ほどお示ししました防災ガイドブックにも掲載させていただきましたが、日ごろからの備えとして、緊急時避難場所の確認や避難経路の確認をしていただきますようお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、マンションの3階というか、安全圏にいる方の人口は把握していないということでございましたが、今していないから、じゃあそのままということではなくて、やはり今後これをしっかりと把握した上で、本当に避難が必要な人たちはどれだけいるのかを算定しながらやっていくことが、効率よく避難計画を進めていく上でも重要なこととなってくると思いますので、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

じゃあ進めます。今までの段階で、これが事前の準備、防災という観点でございました。本発信の1段階目、災害発生時の対策は、結構一番大変なところだと思っております。例えば、避難所へ自力で逃げられない人たちはどれだけいて、そういったときに職員はどうするのかというような動き方であったりするわけでございますけれども、例えば浦安では、話を聞いてきますと、発災時の職員のマニュアルはもちろんあったんですけども、ところがいざ震災が起こってみると、すぐに動けなかったということが話に上がっておりました。今後、訓練の強化や、個人個人のマニュアルをつくって浦安は対応されているということでございますが、ぜひとも弥富でも訓練の強化や、浦安で取り組んでいるような職員の個人個人のマニュアルづくりなどを参考に、こうした強化をしていただきたいと思います。

例えば自力で逃げられない人たちの対応は、市役所の人たちが一人一人出かけてやるというのは不可能でありますので、例えば自主防災会などで要望して、どこに誰がおるのか、どんな人たちが救助を求めているのかをしっかりと把握して、必要なものを取りそろえていくことが必要になってくるのではないかと考えております。例えば物で言えば、その人たちを運ぶにはどうしたらいいのか、担いで運ぶのかというのがないと結構苦しいものがありますので、例えばリヤカーの配備であったり、こういった形で自主防災会に要請していく部分があるかと思っております。

または、市としてできることはないのかということで考えますと、例えば市のほうが防災アンケートなどを行って、支援の要る方がどこにいるのかを把握した上で、近くの自主防災会に対して協力を仰いでいく方法もございますので、そういった観点から今後進めていくことが望ましいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず職員の個人個人のマニュアルづくりということでございますが、災害時職員行動マニュアルというのを平成19年度に作成しており、職員に周知しているところであります。

また、先ほど最初の質問でもお答えさせていただきましたが、本年度の9月に市職員が全員参加することにより、大規模災害発生時における迅速かつ的確な応急活動のための協力体制の確立や、各機関の連携した防災力の強化を図り、防災意識の向上を目的に、市役所にお

いて防災訓練を実施したところでございます。今後とも定期的にこの防災訓練を実施することにより、市職員の防災対応能力の向上を図ってまいります。

次の避難要支援者の把握と、防災会への避難の協力依頼についてでございますが、高齢者や障がい者等の災害時要援護者を災害から保護するなど、災害発生時に被災者の避難救護を円滑に実施することは大変重要になってきます。自主防災組織などの地域の支援者と連携をとることにより、支援体制の整備をしてまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 那須英二議員。

○4番（那須英二君） 我が市では、そうした訓練も行っているということでございましたが、浦安で話を聞くと、マニュアル自体はもともとあったんですね。ところがそのように動けなかったという現実があるので、そういった事例を参考にしながら、浦安にも何度か出かけられていると伺っておりますので、そういったことを参考にしながら今後強化していただきたいということでございます。

先に進めます。それが発災時ということでございます。

その次、ここが一番私としては、この浦安を視察に行く上で重要なポイントだなあと感じてきたところになるんですけども、要するに一時避難所に逃げたはいいけど、そこから救助を待つ間どうするのかという部分になってきます。いざ一時避難所に避難しましたと。しかし、救助を待つ間、本当にどうしたらいいのかわからないというような状況が、今の段階では想定されていないのではないかと私は感じるわけでございます。

例えば浦安では、トイレが使えないなどにより便袋の対応に困ったということが話でありましたが、弥富はその比じゃないと思うんですね。というのは、浦安では比較的、先ほど午前中にも平野議員から報告があったように、土地が高いわけです。そうすると浸水による被害がなかったわけでございました。じゃあ弥富はどうかというと、ほぼ全域がゼロメートル以下で、しかもそこから液状化が進み、低いところからさらに沈下のおそれがあるということでございます。東日本大震災のように、直接津波により波がさらって被害に受けるということは考えにくいんでございますけれども、ただ川を遡上したり、または堤防が決壊する、そして浸水に至るということは、可能性としては大きくありまして、それを抜きにして防災計画は立てられない、考えられないということでございます。

例えば、ここがすごく重要な部分だと思うんですけども、今、保育所など、屋上へ外階段をつけて一時避難所という形で指定しておりますけれども、例えば浸水が始まって足が水につかった状態、もしくは水の中をくぐり抜けて何とか一時避難所にたどり着いた。しかし、その屋上でこの冬場、一晩、二晩、場合によってはもっと長時間をここで過ごせるのかという問題でございます。

ここで聞いておきたいのは、屋上へ避難してきた場合、救助が来るまで一体どれぐらいか

かるのでしょうか。一晩や二晩で救助が来るような体制になっているのでしょうか。このあたりはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 弥富市は、全域が海拔ゼロメートル地帯でありますので、浸水が大変危惧されております。津波・高潮緊急時避難場所を使うような大きな災害におきましては、行政も混乱していることが予想されますが、関係機関と早期に調整をとり、迅速な救助活動が実施できるように最大限の対応をまいります。

それで、一体何日で来るかということでございますが、これにつきましては災害の程度にもよりますので、一概には答えられない部分でございますが、自衛隊の救助活動につきましては、1日から3日で開始されると聞いております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 1日から3日で自衛隊のほうが来るということでございましたが、例えば3階以上の建物があれば、2階部分まで水がつかったとしても部屋の中に入れますし、暖もとれます。必要な物資があるならば、そういった倉庫も置くことができるし、物品に対しても備えることも可能かもしれませんが、例えば桜保育所などのような避難所で考えますと、住民の方からこういったことがありました。私の家とそんなに大して高さは変わらないんじゃないかと。じゃああそこに逃げてどういったメリットがあるのかということも伺いました。そういった屋上しか使えないような場所が避難所になっているのはどうするのでしょうか。市の指定する避難所に逃げたはいいけど、そこで生命の危険があるようなことになっては大変なことになります。そこで自助とか共助とかというか、それよりも前にやはり公共が、この施設がその考え、形を示していかなければならないと思いますので、こういった状況の中で今後の計画をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず津波・高潮緊急時避難場所と通常の台風時における市指定の避難所については、必ずしも一致していないという部分がございます。そういった部分を、今回配布する防災ガイドブックにおきまして、それぞれ表示してお配りさせていただきます。

この津波・高潮緊急時避難場所につきましては、災害時に危険を回避するため、命を守るために一時的に避難する場所であるために、主に台風時一次市指定の避難所のように、避難生活が可能場所とは異なり、整備が整っていない場所がございます。そのため必要と思われる物資につきましては、自助の範囲での日ごろからの備えつけをお願いしたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 私が言っているのは、物資等の問題ではないんですね。要するに、例

えば屋上、今避難所によく指定されていると思うんですけども、体がぬれた状態で冬場一晩過ごせるんですか。ここでもし凍死というようなことが起こり得れば、誰が責任をとるんでしょうか。そういった部分をしっかりと詰めていただきたいということでございますので、そういったお考え方をお願いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答えする前に、この一般質問の概要というか、あらましをきのうの夕方いただいたような状況で、私どもとしては一回も全員で確認をしてないんですよ。だから、それぞれの立場で今話をしているものですから、質疑の中に少しかみ合わない部分もあるかなというふうに思っておりますので、今後はもう少し事前に通告していただいて、私どもとしては協議のする場を持たせていただければと思っております。

今さまざまな形で浦安のお話をしていただき、一時的な避難場所に対してどうしていくんだということは、今回の震災で私たちが大きく教訓として学んだことじゃないでしょうか。単に体一つで持っていくというのではなくて事前に備えをしていく。いわゆる二、三日の食料であるとか、あるいは自分が常用している薬であるとか、あるいは交換の下着であるとか、そういったようなものは事前に準備していくということが、今回私たちがこの災害から学んだ教訓だと思っております。だから、そういうような状態をさまざまな自主防災組織、あるいは今後検討しておりますけれども、出前講座等でこういった問題を集中的にお話をさせていただきたいと思っております。これだからこうだ、これだからこうだということじゃなくて、我々が学んだことをもう一度きちっと市民の皆さんとも整理をしながら進めていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 何度も繰り返になってしまうんですけども、要するに市の指定する一時避難所に逃れました。しかも、食料などを持ち込んできましたといった場合でも、そこで寒さ等もしのげるのかといたら、例えば毛布を持ってきたとしても、ぬれた体で屋上に一晩おったらどうなるかわからないような状況になってしまうじゃないですか。そういった部分をしっかりと今後検討して行ってほしいということなんです。

もっと言えば、私が考えるには、例えばけがや衰弱した方がもし避難所に逃れてきた場合、病院まですぐ搬送するようなシステムが必要になるんじゃないかなと。そこで必要なのは、その病院にまで運べるようなボートを避難場所になっているようなところにおいては用意しておくとか、そういった部分で公共の対応でもできる部分があると思うんですよ。そういった部分をしっかりと今後煮詰めていっていただきたいということでございます。

そのほかには、例えば屋上しかない場合、吹きざらしですよ。じゃあそこでどうやって便袋を使うんだといったことも考えられますので、そういった細かい部分において、一個一

個においてシミュレーションをして何が必要なのか、何が公でできて何を自主防災会にお願いして何を個人にお願いするのか、こういった部分を明確に分けて、今後しっかりと検討していただきたいと思います。

じゃあ第3段階へ移ります。

第3段階は、いよいよ復興ということで、浸水した場合、どれだけの月日が復興までかかるかとか、避難救助された人たちが、例えば一時避難所で救助されましたと。ところが、家が見つかったらそこに住むことってなかなかできないと思うんですけれども、そういった場合、じゃあどこで暮らすんだと。協力都市の体制であったり、そういったありとあらゆる想定の中で知恵をふるって今後対応していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 災害復旧・復興につきましては、被害の大きさにもよりますが、伊勢湾台風での堤防締め切りに要した期間は45日間、その後、排水に要した期間は19日間で、合計64日間要しました。しかしながら、東海ネーデルランド高潮洪水地域協議会では、堤防仮締め切り、排水作業に要する日数を最大で12日間と見込んでおります。

また、協議会において弥富市を含むゼロメートル地帯では、浸水被害があった場合に市域外へ広域避難が必要になるとして、広域避難を模索しているところですが、広域避難には課題が多く、結論は出ておりませんが、引き続き研究してまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 伊勢湾台風のとくよりは日数が短縮され、広域避難も考えられているということであるので、今後もしっかりと進めていただければと思っております。

最後に、県の避難シミュレーションからもありましたが、例えば県のシミュレーションでは、18カ所を新たに架空のものとして追加してもまだまだ足りないわけでございます。だからこそ先ほども申し上げたとおり、本当に避難しなければならない人がどれだけいるのかをしっかりと把握した上で、防災アンケートなどをして、広域的に市民の方からも意見を求めて、使えるようなところはしっかりと対応していく、こういった姿勢が必要になってくるんじゃないかということで、今ある屋上部分に関して、繰り返しになるんですけれども、本当に屋上しかない避難場所で大丈夫なのかということ踏まえた上で、今後の一時避難所の指定を考えていただきたいと思います。

まだまだたくさんの課題がありますけれども、今後しっかりと対応を期待しまして、震災関係の質問は終わらせていただき、次の質問に移ります。

2項目といたしまして、今度財政計画と運動公園についてでございます。

財政計画の中で、よく説明に使われますのが、中期財政計画というものがございます。そ

ここでは、よく言われるのが、合併算定がえによる特例措置が今後減っていくので、今後の財政が厳しい、赤字になるというような説明を受けてまいりました。

その中で、歳入に対する取り組みとして、未収金の対策であったり、公共施設使用料の見直しであったり、保育料の見直しであったり、前には都市計画税の導入などが検討課題として上がってまいりました。また、歳出の取り組みとしましては、補助金の見直しや扶助費の見直し、特別会計繰出金の抑制や民間委託の推進などが計画されていたわけでございます。

実際には、例えば保育料などは上げないということで決断されて、本当にこれはよかったと思う反面、逆に国保の繰入金に至ってはどんどん減らされて、先ほど三宮議員の質問にもあったとおり、最大2億3,000万ぐらいまで想定してあったものが、今回は1億円に減っているというような状況もあります。こうした中で、財政が厳しいので、市民の皆さんには負担をお願いしなければならないと、今まで中期財政計画を通して再三説明してきたわけでございます。

ところが、一方では、昨年9月の議会において総合運動公園の基本構想の素案が配られまして、概算事業費13億もする運動公園の計画を発表されたわけでございます。中期財政計画の中では、財政が厳しいと皆さんに負担をお願いしなきゃならないと言っておきながら、片や13億円の運動公園をつくりますということでございますが、これは一体どこからこうした財源が出てくるのか説明をお願いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 1分だけ、前の御質問について少しお願いしておきますけれども、まだこれ議長にお願いしておきますけれども、議員各位が浦安へ行かれてさまざまな研修を積んでいただいたということでございます。我々としては、その成果というものにつきまして、ぜひ防災安全課ないし市全体と共有化していきたいと思っておりますので、またそんなような場をまとめていただいて、ぜひ資料等も含めて御案内いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤高清君） ただいま那須議員の一般質問の途中ですが、本日、3月11日は東日本大震災の発生から4年を迎えます。

ここで、震災により犠牲となられました方々に対し、衷心より御冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと存じます。

皆様、御起立をお願いいたします。

黙祷。

[黙 祷]

○議長（佐藤高清君） お直りください。御着席を願います。

会議を再開します。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員の総合運動公園に対する財源の捻出というような御質問でございますので、その御質問にお答えをしていきたいと思っております。

この総合運動公園の意義につきましては、12月議会以降、お話もさせていただいておりますので省略させていただいて、財政の問題について述べさせていただきます。

私自身も就任以来、いろんな事業をさせていただいておりますけれども、いろんな公共事業を進める上において、その財政を考えるのは非常に重要なことであると思っております。その事業が自主財源でどれほどできるのか、またどれほど必要とされるのか、あるいはその事業に対して起債発行が可能か、そしてまたどれほどの発行が可能なのかというような状況、そしてまたその事業に対して補助金のあり方はどうか等々を考えながら事業を執行していかなくちゃならないというふうに思っております。

今回の財源13億ということは、12月議会でも基本構想の概略予算という形で数字を皆様方に御提示申し上げました。しかし、これからいろんな基本計画を進める上においては、しっかりと精査をしていかなくちゃならないと思っております。

そういう状況の中で、私どもといたしましては、例えば土地取得に対して、あるいは設備に対してどのようなものが社会資本整備の中で利用できるかというようなことについても皆様方にお話をさせていただいたところでございます。土地取得に対しましては3分の1の補助が得られるとか、あるいは施設については2分の1得られるというような状況の中で、資本整備事業という形の中での一つの制度設計がございました。

私も、ほかにどんな科目がないだろうかという中で、国の政治家にもお聞きいたしました。そして、この基本構想をお話ししましたら、公園の都市基盤事業というものが当てはまるかもしれないという形で、都市公園の整備計画でこれから精査していこうというふうにも思っております。そして、より有利な形のものを使いながらこの計画を前に進めていきたいと思っておりますので、今13億の財源に対してこれぐらいのことは必要だろうという前提のもとに話をさせていただいておりますけれども、いろんな方法を使いながら、また多くの人に御指導をいただきながら、この事業に対する財源問題については整備をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） スポーツの振興ということにおいては、何も反対することもないし、活気ある弥富市のためにどんどん進めてもらえば、私としてはよいと思っておりますけれども、ただ特に大きなものをつくってしまえば、もちろん採算をとれるようなものじゃなくて、将来においては負担になりやすいものであると。殊さら人工芝やスタンドまで入れるというような大がかりなもので構想されておりましたので、こうしますと維持管理費もすごく負担にな

ってきますし、中期財政計画の中では合併算定がえのものにおいて交付金がどんどん減っていく状態の中で、このようなものをつくってしまえば、市の負担、ひいては市民の負担に大きくはね返らないかということで心配しているのですが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほども申し上げましたけれども、どういう財源を使用していくか、どのような形でこの整備事業を進めていくかということにつきましては、まだまだ時間という形の中で精査をするところがたくさんあるわけでございます。

今までも、私たちはさまざまな公共事業をやってまいりました。弥富中学校の校舎の整備事業、日の出小学校の整備事業、それから保育園におきましては弥生保育所、そして今やっております新白鳥保育所、いずれもそれぞれの事業に対しては起債を発行させていただき、そして財政調整基金から幾ら繰り入れていくかというような状況の中で、いわゆる後世に対して負担を強くないというような中で財政計画を立てさせていただいてやってきているつもりでございます。過度に、将来に対して負担を強いるというようなことは極力避けるべきであろうと思っておりますので、那須議員のおっしゃるとおりだと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） では、仮にこれをつくったとして、今後、維持管理などで経費がかさんでいっても、例えば保育料の値上がりであったり、補助金の削減であったり、そういった市民の負担のふえることのないようにしていくということでお約束いただけるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げますけれども、ある意味で財政というのは生き物でございます。やはり社会の環境、あるいは経済の動向、そういったものに対して我々は税収というのが大きく右に左と変わる部分もあるわけでございます。そういう状況の中で、常にそういうことを前提にしながら財政の健全化を図り、それぞれの事業を考えていくということでございます。

幸いにして、今私どもとしては税収という状況の中では、固定資産税を中心として本当に多くの企業、あるいは市民の皆様に貢献いただいていると思っております。この税収の確保が我々としては、このまま続けていきたいというようなことを強く思っておるところでございます。

また、そういったことに対する保育料の改正の問題、あるいは社会保障に対するさまざまなものにつきましては、その都度しっかりと皆さんと協議をしながら考えていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） これはもう質問にしませんけれども、つくるときはそういった補助があるかもしれないんですけども、ただ維持管理していくのは大いに市のほうにかぶってくるわけですので、そうした負担のないように慎重に検討していただきたいと思います。

そしてもう1点は、この弥富市では、私ちょっと不思議に思っているんですけども、なぎなたなどはかなり有名で、その時期になればこの庁舎にも垂れ幕が飾ってあったりするわけですので。ところが、例えばサッカーがどこどこに行きましたというような垂れ幕を見たことがございません。なぜ今サッカーメインでこうした運動公園が進められているのか、まずお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 12月議会でもお話をさせていただきましたけれども、今回の運動総合公園の計画におきましては、その施設の中においては、サッカーということはメインにはいたしませんけれども、今大変人気のあるグラウンドゴルフであるとか、あるいはフットサル、あるいは一部陸上競技の場として使えるような状況というものも考えていきたい、まさに多目的な施設として御理解もいただきたいと思います。これは、基本計画の中でしっかりと示しをさせていただきたいと思っております。

サッカー競技という形の中で、サッカー場ということになるわけですが、現在弥富市内には多くのサッカー少年、そしてサッカー青年、あるいは社会人というような状況でたくさんの方がお見えになります。ピッチの問題等において、本当に公式的な競技ができないというのが現状でございます。今現状、日本のサッカーの人口、あるいはサッカーに対するさまざまな考え方、盛り上がり方、私は本当に大きくなってきているなと思っております。そうした中で、私どもとしては弥富の一つの柱としてスポーツということを考えた場合に、大きく地域の活性化につながると思っております。そういうことも踏まえて、サッカーをメインにした総合運動公園という構想を持っている次第でございます。しっかりとしたサッカーグラウンドを青少年に提供したいということでございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 私は、市民の方々にとってはもっと近くにあって、気軽にスポーツできるようなグラウンドのほうを使いやすいんじゃないかと思っておるわけでございます。本当にこうした大きな施設を望んでいるのかということで、それはサッカーの人口はふえつつありますけれども、それはこうした立派なグラウンドじゃなくても、例えばこちら辺でいえば福祉センターの横にあるグラウンドであったり、境の横にあるグラウンドであったり、そういったグラウンドでできると思うんですけども、本当にこうした大がかりな施設を望ん

でいるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） これは12月議会の中でも、私はサッカーをしてみえる監督、あるいはコーチという方の御意見を聞きました。そうした中では、弥富市で本当にきちっとした公式競技ができるいわゆる広さを持った、そういうピッチのあるグラウンドがないというような状況の中で、今回そういう一つのものを提供することにおいて、よりサッカーの青少年の活躍の場を考えておるわけでございます。これはまた別の観点からすれば、青少年の健全育成にもつながっていくと思っております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） これについてはまた協議をしていく場があると思いますので、そこで協議させていただきますが、そもそも弥富で今最優先で解決しなければならない課題が、私は先ほど質問をさせていただきました震災に対して、もっと早急な対応が必要なんではないかと思っております。

極端な話をすれば、例えば栄南にあるような避難タワーが10個ぐらいつくれちゃうわけでございます。もちろんそれをつくってくれということではないんですけれども、ただ避難所も足りない、防災グッズも足りない、避難想定もまだまだ足りていない、そういった状況にあるので、今このような運動公園に多額の投資をして負担になり得るものを本当につくっていいのかと。せめて防災対策が、ある程度市民に安心を持ってもらえるものができるまで防災優先の予算分配にさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 防災・減災対策につきましては、3・11東日本大震災、そして私たちが55年を経過するわけでございますけれども、伊勢湾台風を経験している地域として、また生活環境として海拔ゼロメートル地域という状況の中において、先人の皆様方からこの防災・減災に対しては本当に知識を出していただき、またさまざま事業をしていただいております。そうした中で、私自身も3・11以来、市民の皆様の御協力、そして議会の御理解において相当なスピードで防災・減災対策をやってまいりました。

まだまだ議員おっしゃるように不十分とは思いますが、不十分とは思いますが、そういったことをこれからもしっかりと計画的に進めていくことと同時に、やはり我々行政においては、それぞれの地域において、あるいは弥富市全体の活性化についても考えていかなきゃならないとも思っております。

そうした形の中で、最近しばらくの間、スポーツの施設というのは、具体的には展開してまいりませんでした。そういう中において、第1次総合計画の後期計画でスポーツの重要性について示しをさせていただいたという形の中で、この総合計画を前に進めていくという御

理解もいただきたいというふうに思っております。防災・減災しっかりやります。議員の皆さんの御協力もよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 防災・減災、しっかり行いますということでありました。また、弥富の活性化において、そうした運動公園が必要であるという市長の思いも伝わってまいりましたが、ここに関してはまだ温度差があるのではないかなあと思っておりますので、今後また議論させていただいて、本当に弥富に適した形で予算分配し、市民が安心して暮らせる、また生き生きとして暮らせるような弥富にしていくために頑張っていきたいと思っております。これにて私の質問は終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は3時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時01分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に大原功議員、お願いします。

○18番（大原 功君） 庁舎の建設についてお伺いいたします。

弥富市の市役所を1日約何人ぐらいの方が利用されてみえるのか、この点をお聞きします。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 御質問の通告をいただいて、実は下の1階の総合受け付け窓口で、先週の金曜日、それと月曜日、火曜日とそれぞれカウンターで調査をさせていただきました。ですから、南のほうから入られる方は別としまして、金曜日で508人、月曜日で627人、火曜日で499人。平均的には545人ということになりましたが、おおむね月曜日に多い数字が出ているかなと思います。先ほどのように、平均して545人ということになっております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 今、545人ということを知りましたが、市役所の中には毎日のように相談とか納税、あるいは住民の多くの方が見えるわけです。そして、一番大事なものは、市民の方が市役所をいわゆる指令塔として見えるわけね。その中で、3階部分は雨が降ると、3カ所も4カ所も漏ると。市民の方が納税相談、あるいは他のことにあって、本当に市民の方の生命とか、そういうのを守れるものか。こういうことを思うんですけども、おおむねの方が市役所の3階に雨が漏るということは、ほとんどの方が知らないと思うの。

ただ、知ってみえる人は、議員が3階へ上がったたり、一部市役所についての手を挙げてみえる人がたまに入ってみえるというぐらいのもので、ほとんどの住民は知らないと思う。こ

れに、市が本当に地震対策、安全対策という観点から見て適当であるかということを使うんですけれども、この点についてはどうですか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 議員の御指摘のように、市役所3階につきましては、議場の雨漏りというのは、私が議会事務局をやっておるときからもう既にごさいました。原因となる場所は明らかでございませぬけれども、天井からの雨漏りはバケツ等を置いて対応はさせていただいておりますけれども、望楼がございませぬ。その望楼については、やはり長い間のシーリングの劣化ということがございませぬ、直接降り込むわけではありませぬけど、台風時の吹き上げということで雨漏りが起きているというのが現状でございませぬ。

庁舎の安全性につきましては、雨漏りが直接住民の安全を脅かすということではございませぬけれども、本市のホームページに、弥富市の市役所の本庁舎耐震診断結果については掲載しておりますが、耐震性が不足しているということは御承知のとおりであります。

この耐震診断結果を見ていただきますと、本庁舎東西方向の3階でI s値が0.21、南北方向の1階でI s値が0.29と、耐震性能がI s値0.3未満の階が存在しております。I s値が0.3未満といひますと、一般的には震度6強から震度7の大地震で倒壊、または崩壊する危険性が高いと言われていひます。耐震性能I s値0.3未満の場合、基本的に建物を改築、あるいは新築することを前提とされていひますので、安全面、維持管理面からも庁舎建てかえが必要である、喫緊の課題であるというふうにて考えております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 副市長、私が言うのは、雨というのはバケツで受けておるところが漏るわけじゃないんだね。恐らく伝ってくるわけね。そうすると、学校でも体育館なんかだと屋根が落ちたり、それからプールなんかでも屋根が落ちたということは幾つか聞くわけね。だから、説明はいいんだけど、その漏っておる箇所というのは全くわからんでしょう。

ただ、バケツを受けておるところが漏るんじゃないかということにしておるだけであって、その箇所はわからんわけね。そういうところにしておってすれば、2階のほうだって恐らく腐ったところも出てくると思うの。そういうときに、小さな子供さんを連れてたり、いろんな人が、市役所というのは市民からいへば安心な場所なんですね。ここぐらい安心なところはないわけ。この安心のところ、これだけの雨が漏っても全く対応がでせんとということについては、今後どのように考えてみえるのか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 先ほど言ひましたように、やはり耐震性が低いということですから、喫緊の建てかえが必要であるということに重点を置かなければならぬと思ひております。

それと、先ほどの雨漏りでございませぬけれども、確かにそのとおりで、過去にも調査しま

したが、どこから漏っているということはわかりませんでした。ですから、議員の言われるように、建物の中については相当劣化が進んでおるだろうと十分想定しております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） それはいいにしても、弥富市は愛知県の大村知事から災害指定地域ということになっておりますね。そして、さっきの全協では、大木副市長から弥富市のモデルのシミュレーションということで発表されて、車で避難される方は約2万1,000近くの方が被害に遭うと。中には、避難場所が近くにあれば、7,400人ぐらいで被害者が少なくなるということでもありますので、この辺については市側は、どのように思われたということね。

それともう1つは、続けて言いますけれども、個人的なこともありますけれども、ちょうど今の3月4日4時30分ごろのときに、海南病院に見舞いに行くようになっていましたから、事務局に裏の駐車場を30分ぐらいちょっと貸してくれんかということでお願いをしてきたわけです。それで車をとめたところ、名前は言いませんから、この庁舎に反対してみえる方が今手を挙げてみえる。その方にも言いました。おたくは塾をやってみえ、そしてまた子供さんにピアノを教えてみえる。また、もう1人の方は塾をやってみえる。子供さんがこれから未来を歩いていくのに、あなたがこうやって反対して、もしその家族が被害に遭ったら、あなたとしてはどうしますか。あなただけじゃなくて、あなたの家族、あるいはあなたの親類も、あそこのうちがああやって反対したんだからけがになったということに一生なるから、そういうことを、できたら今手を挙げている方に手を下げていただいて、そして、服部彰文市長は、全協とか本会議でも、公益になる話ならいつでもお話をしたいと言ってみえたから、できたらやっぱり我々は神様、仏様のもとで生かさせていただいておるんだから、人を助けると、人に優しくするということが大事だから、この辺のところはどうですかという話もしました。近いうちには、その方が私は市長とアポをとって、できたらお話ができるようにというふうにもお話ししてきましたから、その後の話はまだ聞いておりませんが、近いうちには私も会って、できるなら、指令塔であり、また県のほうで今大村知事も一生懸命この弥富市に対して海拔ゼロメートルということであって、本当にお金じゃなくてやっぱり人命、人があればどんな借金があっても最終的には必ずそれはペイになる。こういうふうに私は思っておりますから、こういうのを含めて、市が積極的にこれからお願いをしていただきたいと思っております。

これで、今の市役所については終わります。

次の質問に参ります。

私鉄というと、弥富市では近鉄、そしてJR、名鉄と3本ありますが、この間、レール以外のところについては、それぞれの会社が固定資産税を払っているということを言っていましたけれども、一体この土地は誰の土地であるかと。この間の答弁を見ていると、総務大臣

が配分をして金額の通知をするというふうにあるんですけども、お金を幾らもらっていますか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず固定資産税の課税につきましては、土地の登記簿に載っておる方に課税しておるといふ仕組みでございまして、鉄道の敷地も、例えば近鉄が登記の名義人なら近鉄に課税するという形でございます。それが幾らで課税するか、またどういった地目で課税するかということになったときに、鉄道敷地であれば鉄軌道という地目、それから駐車場であれば雑種地と……。

○18番（大原 功君） それじゃなくて、線路内だけでいいです。

○総務部長（佐藤勝義君） 線路内につきましては、鉄道敷地であれば鉄軌道という地目で認定して課税しておるといふことでございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 課税をしておるといふことですから、当然面積があるはずね、課税をする以上は。その面積は一体どのくらいですか。先回も、わかりませんから次のときという話でありましたから、今回は、私の一般質問の総務部長の答弁だと、地方自治法第389条第1項の規定に基づき、総務大臣から配分の金額を通知いただいておりますというふうに説明してあるわね。だから、お金をいただいておりますとなれば、当然面積があっただけだから、そうでしょう。面積がなくてお金をくれるところはまずない。そうすると、この土地は、総務大臣ということは国の土地ということなのか、それを管理する東海財務局なのか、どっちなんですか、これ。

○議長（佐藤高清君） 伊藤税務課長。

○総務部次長兼税務課長（伊藤好彦君） 大原議員の御質問にお答えをいたします。

9月議会と12月議会の御質問の中で、総務大臣から配分があるよというお話をさせていただきました。それにつきまして、12月議会のときに、それぞれの車両が走っていますので、その車両分の償却資産については大臣配分ということで、償却資産の部分については大臣配分で通知が来まして、それをそれぞれの所有者、私鉄であれば3社に賦課をさせていただくことになっております。

先ほど総務部長からお話をさせていただきました、鉄道敷地であれば鉄軌道という形で、土地については賦課をさせていただいておりますが、家屋と土地につきましては、直接計算をさせていただきまして、それぞれ3社、所有者の方に賦課をさせていただいております。

あと、先ほども言いましたように、車両等の償却資産につきましては大臣配分になりますので、金額の通知をいただいて、それをまた私鉄3社、それぞれの所有者に賦課をさせていただくという形で固定資産税をかけさせていただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 私は、資産評価じゃなくて土地の部分、例えば3社を合わせると土地が300万坪とか400万坪という土地であって、それによって案分されてくるというふうになれば、こういうふうに書いてあるわね、おたくが言われた一般質問の中に書いてあるけど。そうすると、面積というのはちゃんと出るわけね。面積がなくてお金をくれるということはまずないと思うんですね。弥富市でもそうです。私が土地を持っておれば、私の土地に対して固定資産税は幾らということでされるわけね、そうでしょう。勝手に固定資産税を私によけとか少なくということはできんわけね。これが私が聞きたいこと、その土地の部分はどくなっているかということを知りたいの。面積と、総務大臣からの配分からの金額と言ったけど、金額ということはお金ということをはきちとおたくさんたちが今の一般質問の中で私に答えておるわけね、そうでしょう。今回の私の一般質問って読んでいただきませんでしたか。読んだら書いてあるんだな。そのところを知りたい。

○議長（佐藤高清君） 伊藤税務課長。

○総務部次長兼税務課長（伊藤好彦君） 先ほども申しましたように、土地の部分については、それぞれ登記簿の登記してある所有者について直接賦課をさせていただく形でございます。先ほど議員がおっしゃられましたように、大臣配分の部分については、車両等の償却資産について、それぞれ県をまたいだり、市をまたいだりして走っておりますので、その部分については大臣配分として、この金額を課してくださいよという通知が来るわけですね。

土地と建物については、それぞれ弥富市内で、近鉄さんであれば、弥富の駅とか佐古木の駅とかに建物がありますし、敷地の中で土地の部分については、弥富市の中の土地の部分だけになりますから、それは直接という言い方はおかしいですけど、償却資産の部分の大臣配分の額も含めた額で、土地と建物を合わせて固定資産税をそれぞれ私鉄3社のところに賦課をさせていただいて、納めていただいておりますという現状でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、レールが敷いてある線路部分は近鉄の土地ということなんですか。そのところをちょっと聞きたい。

○議長（佐藤高清君） 伊藤税務課長。

○総務部次長兼税務課長（伊藤好彦君） 議員がおっしゃられますように、線路が引いてある土地については鉄軌道、鉄道敷地になりますので、それぞれ登記がしてありますので、その登記がしてある所有者について、それぞれ賦課をさせていただいている。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、今、おたくが言われるように、近鉄さんの敷地だということで登記がついておることね。これで間違いはないですか、間違いはないね。

そうすると、弥富市には土地評価委員というのがあるわね。そうすると、その評価というのは、国が決めるものか、弥富市の土地だから弥富市の評価委員の委員がその金額を決めるんじゃないかなと思うんですけども、これは総務大臣が、国のほうが案分して、近鉄さんの敷地、名鉄でもJRでも登記がしてあるというんだから、そういう金額で出すのですか、どっちなんですか、これは、その辺のところ。

○議長（佐藤高清君） 伊藤税務課長。

○総務部次長兼税務課長（伊藤好彦君） 車両等の部分についてのみ、償却資産の部分についてのみ大臣配分があるわけですね。土地と家屋については、登記してある所有者について直接、それぞれ近鉄さんの鉄道敷地である鉄軌道であれば、その金額が平米当たり幾らというものが出ますので、それは大臣配分ではなくて、それぞれ路線価とかいろんなものがありますけど、金額が平米当たり幾らということで評価額とか課税標準とかが出ますので、それに基づいて平米を掛けて、直接所有者に対して賦課をさせていただいております。

ですから、土地の部分についても大臣配分ですかというお尋ねがあるんですけど、土地と家屋については大臣配分は全く関係ありませんので、車両等の償却部分についてのみ大臣配分といいまして通知があるわけでございまして、土地、鉄道敷地などの土地の部分と、それから駅舎などの家屋については直接、それぞれ弥富市内の分しか課税ができませんので、それぞれ所有者に対して賦課をさせていただいております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 何かちょっとわからんかな。

それは、私の言うのは、上の部分と下の部分と違う。ただ、私の聞いておるのは土地だけのことね。上の部分というのは、普通一般に住宅を建てると、家屋税と固定資産税と別個になるわけだね。だから、下の土地の部分だけの分が近鉄のものというふうに登記をあなたがしてあると言うから、その登記をしてある分が300万坪か400万坪かわかりませんよ。この部分のところの金額は一体幾らになっているんですかということを知りたいんです。

面積もわからずにおってしておったら、金額は絶対わからんわね。あなたがさっき言った、平米当たり幾らと言うんだったら、恐らく平米というのは1坪だと思うんだね。そうでしょう、3.3の計算だと思うんです。そうでしょう。あなたは全体的の償却資産と、その上のものに対しての、電車が走っておる、こういうことに対しての説明だと思う。私の聞いておるのは、レールが敷いてある下の土地だけのことを言っておるだけだよ。その土地は一体幾らになっているんですかということを知りたいの。

それは、近鉄さんのものとして登記してあると言うから、その部分については、国は近鉄の土地を今の配分ということはできないはずですね、近鉄さんの土地だから、そうでしょう。この辺の部分は、私が知っておってあなたが知らんということだと、一般質問は何のために

通知しておるかということなんだ、いいかね。

この問題については、なぜかという、こればかり言っておっていけませんから、民法の改正ということがあるね。この中に約款というのがあります。約款の中には、おおむねの、今まで使っておったんだからいいんだよというふうに、赤道でもそうですね。もうそういうふうな格好で終わっておるわけ。実際には、これはもう条文化しなきゃいかんというふうに国がみずから言っておるわけね。条文にしておけば、例えば今言ったように、これは近鉄さんの土地ですよ、これはJRさんの土地ですよ。レール部分の土地だけですよ。償却資産じゃないですよ。その土地の分については、私どもも蟹江町とか飛島とか愛西市とか、いろんなところが持っています。弥富市にある土地については弥富市に税金を払っています。

ただ、遠くにあるところね、これらの部分はそちらのほうの市町村に払っております。そうすると、今の近鉄の引いてある土地というのは、近鉄が持っているんだから、近鉄が持つておればそこは弥富市の土地である。それに課税をかけるわけですね。

それと、先回には、この金額については幾ら固定資産税を払っておるか言えませんかという話だったわね。そういうことを言われると、皆さん議員の方も覚えてみえるかもわかりませんが、栄南地域に大きないろんな企業がありますね。その土地は、こういう書類を皆さんに配っていただいて見ましたね。市長、見たでしょう。そうすると、企業は見せるけれども、JRとか近鉄とか鉄道は見せないということだと……。

皆さん見たんじゃないですか。8億5,000万とか何とか書いて、ずうっとどここの大きな会社のやつはあったね。皆さん見たと思うんです。見せていただいたもんね。だから、どっちが本当なんですか。見せていただけるのか、どんだけ払っておるということは、やっぱり公表しなさいと、片方の大企業はずうっと公表して、これだけいただいていますと。あるところの会社は面積を広くしたから、その部分をいただきますよという話がたしかあったと思うんです。議長も知っておると思うよ。見せていただいたと思う。

だから、これは私鉄だから固定資産税を見れんのか、この辺のところをちょっと聞きたい。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず鉄道の敷地だけ捉えまして、敷地の土地については先ほど税務課長が答弁していますように、その登記簿の名義人に対して課税しておるということで、大原議員から、それが一体何平米だと、幾らだという御質問に関してですけれども、それにつきましては、例えば大原議員が土地をどんだけ持つておる、固定資産税が幾らだというのをお答えしないのと同じ意味合いで、近鉄がどれだけ土地を持つておる、固定資産税は幾らかというのはちょっとお答えできないという形でお願ひしたいと思ひます。

それで、港湾区域の土地につきましては、奨励交付金が一体どれくらい交付されておるかという形で参考的にお回はしましたが、それは回収させていただいておるということで、

基本的に個々の企業の税額をお知らせするという意味でお配りしたものでなくて、大体どのぐらいかかっておるとい参考資料としてお見せしたということで整理をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤高君） 大原議員。

○18番（大原 功君） どんどん時間もあれだけども、私が言うのは、弥富市に持てば当然弥富市の土地だから、その分については固定資産税というのはきちっと出るはずですね。そのために、政府からの固定資産税を案分するわけじゃなくて、弥富市が土地評価委員会という、これは駅から300メートルについて70%とか、そういう基準が多分あるはずですね。それについてしておるんですから、私が言うのは、駅のレールの敷いてある部分が近鉄のものだと、例えばJRでもそうですね。そのものということは、その評価額が幾らになるということになれば、その近くにおる人は評価額が下がるわけね。同じ土地だから下がる、そうでしょう。逆に下がるんじゃないの。今の金額が、駅のところだと、例えば坪40万だとします。そこのところはレールが敷いてあるわけね。その下のところの土地の固定資産税という評価額なのね。その分についてすると、評価の金額を出すとは、その分は安くないかんわけ、駅前の近くの人ね、逆に。私はそれが聞きたいこと。

それともう1つは、この2月24日新聞に載っていましたが、日本の企業で、日立製作所がイタリアの鉄道を買収したということで大きく新聞に載ってました。これについては、その参加者は隣の中国も参加をしておると。だけど、その金額が2,800億円ぐらいでしたかね、そういうふうでしたので日立製作所が落としたということでもありますから、ここで私が聞きたいのは、近鉄は近畿日本鉄道というので始まっておるわけね。

だけど、2015年4月1日から発足が変わって、持ち株会社ということになります。これは近畿グループホールディングスという名前になるわけですね。実際に、これが本当に私が今あなたが言われるように弥富市の中の土地であって、近鉄の土地という登記があれば、これは外国から来ても買収も何もいいんですけれども、曖昧のいわゆる約款というものが政府がきちっとしなさいということで今しておるわけね。わかりますか。約款ということはわかりますか。

約款ということは、今まではいいだろういいだろうということでもずうっと進んでおったわけ。それではいかんから、必ず条文をつくりなさいということなんです。だから、近鉄さんが近鉄さんといって、あなたが登記があると言うなら、私は登記簿をとってきますから、近鉄の。法務局でとってこればありますから、その面積はわかりますから、こんなことぐらいは簡単ですからとってきますから、この続きにまた聞くかもわかりません。

それと、前回申し上げましたが、いわゆるホールディングスという会社ができたのは、平成9年から新しく方法で変わったわけね。それが皆さん方が持ち株会社ということで、

相手に、例えば、近畿日本鉄道のものが今度近畿グループホールディングスというふうになれば、そこが全部普通にあいてくるわけね。そういうふうになるわけ。

それともう1つは、三重県の長島町が、私はわざわざ見てきました。3月8日5時41分に急行がとまったんですね。市長、知ってみえますか。急行がとまりました、長島で。これがなばなということにとまるわけね。なばなとか今の長島温泉というのは、いわゆる近鉄グループの中に入るんだよね、たしか。三重交通もそうです。だから、自分のところの会社の便だけをこうしておって、そうだったら前も言いました駅のホームに転倒防止をつけてくださいと言ったら、服部市長は、近鉄に言ったら、全線はそのようなものはつけていないということでもありますから、今の長島町は私は人口も聞きました。1万4,470人でした。聞いてきました、わざわざ支所まで行って聞きました。間違っておるといかなから、というのでもしあれだったらここに書いてあります。向こうで書いていただきました。私が書くと間違うからということでしたけれども、やっぱりそれだけ便利をするなら、服部彰文市長が前にも言っていたように、弥富市の1日の利用者は1万5,000人というふうに聞いておりますね。1万5,000人で、片方は1万4,000人ばかりのところでは急行をとめて便利を図るなら、弥富市も特急をとめてもらうようお願いしたらどうですか、市長。もっともっと弥富市が、市長が言われる財政豊かになると思うんですよ、この辺のところはどうですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） ちょっと予想していない御質問でございますので、ちょっと答弁に困るんですけども、なばなの里であるとか長島温泉という地域は、議員のおっしゃるとおりだと思います。近鉄の状況の中で、いろいろと便宜を図っていただく施設だろうと思っておりますけれども、これはある意味では観光地という状況の中で、利用者の便宜を図るという一つの前提があるかなと思っております。

いつもいつもとまるわけではございません。例えば今だったらイルミネーションの期間、土曜日、日曜日だとかいうようなときにとめて、ちょっと私、実際わかりませんが、そういうような日程でとめてみえるのではないかなと思っております。確かに、近鉄弥富駅に特急電車がとまるということは大変うれしいこととございまして、これはお願いするというよりも、そういう形の中が望ましいこととございますけれども、すぐ隣の三重県ですと桑名の駅にとまりますよね、そういった形の中で、名古屋までの時間というのはわずか10分、15分で近鉄の特急は到着すると思っております。

そういった中で、それぞれの列車の便宜性というのは、特急は特急、そして急行は急行、準急は準急、そして各駅停車の普通電車は普通電車という形で、それぞれの役割があると思うんですよね。そうした形の中で、私どもといたしましては、仮に近鉄弥富駅に特急がとまっても、特急券を払って利用されないと思いますね。わかりませんが、まずは利用されな

い。急行がとまってくればいいという形で、多額な料金にもなるかと思しますので、これにつきましては今のところ要望するつもりはございません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） ホームが、やっぱり製造物責任というものがあります。外国のほうでいうと、パロマ法とか、日本だとPL法というふうに、製造責任者、それは消費者を守る、安全対策をするということがあります。それは法律の中できちっと明記されております。それだから、やっぱり製造したものがある一定、利用者の安全対策というのは大事なことです。もう1つ聞きますけれども、PPPについてはどう考えておられますか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） PPPと言いましても、その中にいろんな制度がございます。例えば、PFI、指定管理者制度等がございます。

その中の指定管理者制度につきましては、先ほど他の議員の質問の中にもございましたように弥富市も取り入れていまして、7つの施設を取り入れておるということでございます。

あとPFIという制度については、その制度は弥富市においては導入しておりません。と申しますのは、例えば何かの建物をつくるときに、今現在の弥富市のやり方は起債、地方債を発行して建物をつくると。自前でやる場合もありますけど、自前の資金でやれない場合は地方債を発行してやるという形をとっております。というのは、仮にPFIでやったときにも、そのPFIの事業者に対して利子と申しますか、そういったもので分割して払っていかなくちゃならないということが生じまして、その利子が弥富市が直営でやったときに発行する地方債の利子よりも高くなるということがございます。そういった関係で、利子が高くなっても、なおかつやれるようなメリットが見出せなければ、このPFIという手法はとらずに、直営で、弥富市が事業主体になって地方債を発行したほうがいいという形で、今まではずうっととられておりますので、手法としてはあるわけですが、今の段階では取り入れていないということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） よくわかるんですけども、今、服部彰文市長が3期目に入って、元気のある弥富市をつくるというふうで、この間、大村知事の前でも私は言いましたけれども、愛知だけの元気じゃなくて、その中の弥富市の元気をつくるということについて、やっぱり市だけの財政で駅前整備というのはなかなかできんわけね。やっぱり民間と公費と使う方法、こういうのをしていかないと、なかなか駅前の整備というのはなっていない。まだ駅前の近くでは、ぐり石の上に土台があるというところもあると思います。そういう中で下水をやったり何かしてくると、家が傾いたり、いろんなことをやると大工事になってしまう。そういうのをやっぱり早くやったり、地震対策をするためにはこれは大事なことであると思

うので、こういうのも考えていただいて、市の財政と、それから施設の財政、あるいは民間のPFIというような資金を使って、市から発行していただいて、そのやつで民間の金を利用するという方法もやっぱり新しいものだと思います。

私は、この間8日に東京に行って、安倍総理大臣に表彰をいただきました。その挨拶されたときには、人間もっともっと努力すれば、日本は今の3倍、4倍になる。だから、国が裕福になるのは日本が一番大事だという話で言われて、ああなるほどなあ。お互いに勉強しながらすれば、もっともっといいものができてくるよという話を聞きました。

そしてまた、利便性があるということについては、昔、佐藤町長というのがおりました。このときには愛鳥同志会というのがあって、ここの中で、今日の出小学校、昔は中学校、そのところを買っていただいた。2割ぐらい高かったというふうで議員の多くの方が反対された。でも、私は賛成して、これは絶対買っていただかないかと買っていただいたのが初めて、今、日の出の裏側の駐車場はあれだけ大きくなった。

やっぱり物事の判断というのは今だけじゃなくて、これから長い未来をもって判断することが市民の安全・安心、それから市長が県に行っても、国に行っても、やっぱり弥富の市長かというふうに大手を振って行ける。大手を振っていただくということになれば、弥富市民も大手を振って歩けるということを確認しておりますので、今後、市長のますます行政に力を入れていただくようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（佐藤高君） 次に炭竈ふく代議員、お願いします。

○11番（炭竈ふく代君） 11番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして質問をいたします。

まず1点目に、特定健診と特定保健指導についてお尋ねをいたします。

特定健診は平成20年度から、40歳から74歳までの被保険者と被扶養者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健康診査・健康保健指導を実施することが医療保険者に義務づけられました。

平成26年7月に厚生労働省の発表により、平成24年度特定健康診査、また特定保健指導の実施状況が公表され、第1期特定健康診査等事業計画の最終であります平成24年度の全国の実況が取りまとめられました。

それによりますと、平成24年度の特定健康診査の対象者数は5,281万人、受診者数は2,440万人となっていて、全保険制度の実施率は46.2%とあり、市町村国保では33.7%となっております。

また、特定保健指導の対象者、これは特定健康診査の結果から生活習慣病の改善が必要とされた方でございますが、特定保健指導の対象者は432万人で、健診受診者に占める割合は

17.7%、そのうち特定保健指導の終了者は71万人で、保健指導対象者に占める割合は全保険制度では16.4%、市町村国保では19.9%となっていました。メタボリックシンドロームの該当者と予備群の減少率は対20年度比で12%となり、効果が出ている結果となっています。

時系列はさかのぼりますが、同年4月に開催されました厚生労働省所管の第12回保険者による健診、保健指導等に関する検討会の資料で、特定健診・保健指導の医療費適正化効果の検証のためのワーキンググループ中間取りまとめ案の概要において、特定健診・特定保健指導による評価指標等の推移として分析結果が示されました。この分析は、200万人を対象として、特定保健指導終了者とそれ以外の者について、翌年度の検査データの差を比較したもので、各年度全ての性別、年齢階級別を比較したものでございます。

分析結果は、特定保健指導終了者は、それ以外の者と比較すると、各年度全ての性別、年齢階級別において、腹囲、それからBMI、そして体重が大きく減少しており、血糖、血圧、脂質等も改善しておりました。詳細の一部を紹介しますと、腹囲については、積極的支援を受けた指導終了者は、男性では平成20年度と21年度を比較して2.2センチ、そして21年度と22年度を比較しますと1.7センチ、22年度と23年度を比較すると1.2センチ減少し、女性では20年度から21年度では3.1センチ、21年度から22年度で2.2センチ、22年度から23年度で1.7センチ減少していることがわかり、特定保健指導はメタボリックシンドローム解消に大いに成果があると考えられます。

平成24年9月には、特定健康診査等基本方針が改正をされまして、第2期特定健康診査等実施計画では、平成29年度における市町村国保の特定健診実施率は60%、そして特定保健指導の実施率も60%を目標とすることになりました。

そこで質問をいたします。弥富市の実施計画で第2期特定健康診査等の実施目標は、国の示す実施率60%と同率を目標としてみえますが、愛知県の平均と弥富市における平成24年度と平成25年度の特定健診の実施率、また特定保健指導の実施率は、それぞれどのようになっているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お答えいたします。

御質問の件でございますが、平成24年度の特定健診実施率は、愛知県平均では36.6%、当市では39.1%でございます。平成25年度では、愛知県平均では37.5%、当市では40.0%でございます。また、平成24年度の特定保健指導実施率は、愛知県平均は15.8%でございますが、当市では5.0%ございました。平成25年度では、愛知県平均では15.3%、当市では8.5%でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 第2期特定健康診査等の事業計画に示されている特定健康診査等

の実施にかかわる目標の中から、特定健康診査実施率から見ていきますと、健診率については、平成20年度から23年度まで年々上昇傾向にあります。特定保健指導実施率につきましては、そうとも言えない状況にあると見ることができます。これは、健診は受けたものの対策はとらない人が多く、少し太っているけど、まあいいかなあと自分で判断してしまっている状態ではないでしょうか。特定健診の受診率や特定保健指導の実施率が向上することにより、医療費が減少している実績も出ておりますし、国民健康保険財政での後期高齢者支援の減算もあるとお聞きいたしております。

そこで、特定保健指導の積極的な実施と、指導対象者へのアプローチをお願いするものですが、その点、市としてのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 特定保健指導の積極的な実施やアプローチ等の市の考え方ということでございますけれども、当市の第2期特定健診・特定保健指導実施計画における取り組みは、糖尿病等の生活習慣病予防を狙いとして健診を行い、内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームの該当者、予備群の減少を目指すものでございます。

平成20年度から特定健診・特定保健指導が始まり、平成22年度より国民健康保険に加入している40歳から74歳の市民で、特定健診を受けて積極的支援と動機づけ支援の対象となった方には、特定保健指導を実施しております。

特定保健指導対象者に対して、書面により通知して指導を受けてもらえるように促しているのが現状でございます。

また、集団健診でも特定健診を受診するときには問診票を書いていただくわけですが、その特定健診指導を受けるという欄にチェックをしていただいて、なおかつ特定健診の指導の対象となる方につきましては、必ず指導を受けていただくように促しているのが現状でございます。

しかしながら、特定保健指導を健康教育、健康相談などと誤解されている人や、病気でない状況のため余り重要視していない人、メタボリックシンドロームを理解し、食生活や運動の面から改善できることを知っている人、仕事が忙しい、やる気がない、続かない、実感がないなどの理由で特定保健指導の実施率が上がらないなどがさまざまな要因でございます。

ただ、議員も言われましたけど、メタボリックシンドロームの該当者が減少しているということがございますので、特定保健指導を受けない人みずから生活習慣の改善を行った結果ではないかというふうに考えております。

このような状況の中で、地道に特定保健指導を行うことが重要でございますので、その必要性のPRと糖尿病等の生活習慣病予防の情報提供を行い、メタボリックシンドローム等の該当者、予備群の減少に向けて努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 私は、12月議会において健康マイレージの質問をさせていただき、市側から27年度から積極的に取り組んでいくという回答も賜りました。ありがとうございます。

その折、市側より、本来、健康づくりは個々が考え、実践することが必要との答弁でございましたが、なかなか個人で実践し、継続することは難しく、よく聞く話ではございますが、健康器具を通販で購入したが、あつという間に押し入れの肥やしになってしまったり、ハンガーをつるす道具にさま変わりしたという経験をお持ちの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。1人より2人、2人より3人というようにグループをつくりながら体質改善を進めていくなど、特定保健指導を契機として健康づくりグループに発展をさせていくなどという、今後も本市にはその呼びかけなどを担っていただければと思います。

次に、データヘルス計画についてお伺いをいたします。

先ほど来より申し上げましたが、平成20年度から特定健診の実施が保険者に義務づけられ、多くの方が受診されるようになったことや、診療報酬明細書、レセプトとありますが、電子化が進むなど、保険者が健康や医療に関する情報を活用して、被保険者の健康課題を分析したり、保健事業を評価したりするための基盤が整いつつあります。

また、超少子・高齢化の進展に伴い、働き盛りの世代から健康づくりの重要性が高まっています。そうした中で、平成25年6月14日付で閣議決定をされた日本再興戦略には、国民の健康寿命の延伸が重要施策として掲げられ、全ての健康保険組合に対し、レセプトなどのデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として、データヘルス計画の作成、公表、事業実施、評価等の取り組みを求めるとともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進するとされました。

こうしたことから、平成26年3月、厚生労働省は国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針を一部改正し、保険者は健康、医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿った効果的、かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画、これがデータヘルス計画のことでございますが、この計画を策定した上で、計画に基づく保健事業の実施及び評価を行うものとなりました。

そこでお伺いをいたします。本市におけるこのデータヘルス計画には、どのような内容が盛り込まれる予定でしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） データヘルス計画についての問い合わせでございます。

この計画に盛り込まれます予定内容といたしましては、毎年策定している弥富市国民健康

保険に関する事業計画の平成27年度改正時に、データヘルス計画の策定、実施に関する項目を盛り込みたいと考えております。

予定内容といたしましては、2項目ございます。

1項目といたしまして、レセプト、特定健診データを用いた地域の特性や課題の把握をした上で、実施計画を立案するというところでございます。

2点目といたしまして、計画に沿って保健事業をする場面でもデータを活用するというところでございます。主な施策といたしましては、特定健診の勧奨、特定健診の結果に基づき個別に作成した情報の提供、特定保健指導の勧奨、医療機関への受診勧奨、服薬者への支援、重症化の予防でございます。

その後になります、事業を実施した後にデータに基づいた事業の評価を行います。先ほど言われましたPDCAサイクルの考え方でございますけれども、こういったものを取り入れ、弥富市の国民健康保険に関する事業計画の改正を行っていきたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それでは、この計画を策定することによってどのような効果が考えられるのか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 効果でございますけれども、データヘルス計画の策定・実施により、疾病予防と健康寿命の延伸を図ります。また、被保険者が健康になっていただければ、その結果として医療費が削減できるというようなことも考えております。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 被保険者の健康状態、また疾病構成などの特性を把握でき、そこに効果的な事業を行うことで、医療費の抑制につながるようでございます。いろいろメリットがあるこの計画の策定は保険者に義務づけられているのでしょうか、お尋ねをいたします。

また、この計画期間はいつからいつまでなのか、あわせてお聞かせいただけますか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 平成25年6月に閣議決定されました日本再興戦略の中で、健康寿命の延伸が重要なテーマに上げられております。それを実施する施策として、政府は医療保険者にデータヘルス計画の策定・実施を求めているということでございます。

また、期間でございますけど、先ほど申し上げました27年度からというもので、平成29年度までを予定しております。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） では、義務づけられているというわけではないということでしょうか、今の。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 求められているということです。

○11番（炭竈ふく代君） 求められているということですね。

この計画ですけれども、愛知県でも今年度中に計画を策定する市があるとお聞きしておりますけれども、他市の状況はどのようになっているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） これは、国保連が作成した平成26年12月のデータヘルス計画策定の一覧表によりますが、県下54市町村のうち、策定期間につきまして、平成26年度に11保険者が策定いたしました。また、27年度では32保険者が予定しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） やっと全国がフォーマットで統一されたデータが蓄積をされ始めたことによって、同じ項目で比較ができるようになりました。結果、他市と比べまして我が市ではこんな病気の人が多いとか、また40代の人にはこんな傾向があるなど、いろいろと細かい分析ができるようになりました。そこを分析して、このデータヘルス計画に沿って事業を展開する。

ただいま御答弁をいただきましたけれども、中に地域の特徴や課題の把握をした上での計画を立てていかれるということですので、今までのように、とにかく健診も、それから健康教室も一通りやるというのではなくて、市民の健康について特徴を把握することで、優先すべき課題が明確になります。また、予算の組み方や施策の取り組みも明確となり、効果の出るところに集中して予算を入れるという効率的な取り組みができるかと思います。また、個人に対する焦点を絞り込んだ事業を展開することができるため、将来、医療費が上がりそうな病気への展開が心配な方への早目の予防を働きかけることも可能ではと思います。

このデータヘルス計画は、策定するだけのものではなくて、市の課題に集中して施策を打つ、そこが改善されてきたら次の課題にシフトするというように、今までの健診は健診、医療費は医療費、健康づくりは健康づくりと、それぞれが単独に行っていたものがつながることで、事業とその費用対効果が明確となり、それを進めることで医療費の抑制が期待できるものと思います。窓口の事務方である国保年金課と現場である保健センターとが今まで以上に連携が必要となるかとは思いますが、ぜひとも改善に向けた推進に御期待を申し上げまして、次の質問に移ります。

2点目でございます。

2点目に、生活困窮者の自立支援について質問をいたします。

ことし4月から生活困窮者自立支援法が施行されます。

この制度は、生活保護になる前に、失業やひきこもりなどが原因として就労できず、生活

に困窮している方を対象に支援をする制度と伺っております。全国の生活保護世帯の現状は、少し古いデータではございますけれども、平成26年2月現在、約216万6,000人、被保護世帯は約159万9,000世帯となっています。このうち高齢者世帯は45.5%で、高齢者のみの世帯が大きなウエートを占めています。こうしたデータの中で、その他の世帯が18.1%、約28万7,000世帯となっています。

そこで、本市における現在の生活保護世帯の現状についてお伺いをいたします。

初めに、現在の生活保護人数を教えてくださいませんか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） これは本年2月1日現在の数字でございますけれども、257人でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それでは、生活保護世帯についてでございますが、分類別でお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） これも同じく2月1日現在の数字でございますが、世帯数全体で181世帯でございます。世帯分類別は、高齢者世帯が58世帯で全体の32.1%、母子世帯が18世帯で9.9%、障がい者世帯が19世帯で10.5%、傷病者世帯が37世帯で20.4%、その他世帯が49世帯で27.1%でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 最後のその他の世帯というのは、失業とか何らかの理由で生活保護を受けている若い世代の世帯と考えてよろしいでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） それでは、各世帯の定義を申し上げたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず高齢者世帯と申しますのは、男女とも65歳以上のみの世帯か、それに18歳未満の者が加わった世帯のことを申します。

また、母子世帯は配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満の子がいる世帯、または障がい者や傷病者世帯は、世帯主が障がい者か傷病者等で働けない世帯でございます。

御質問のその他世帯でございますが、そのいずれにも該当しない世帯を指しますので、失業や仕事につけず、就職活動が必要な15歳以上、65歳までの稼働年齢にある収入のない方々をその他世帯と定義しております。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） この4月から施行されます生活困窮者自立支援法の制度の特徴は、

生活保護を受ける前に、その可能性のある方に対しまして早期に対応して、御本人に自立していただくということでございます。失業一つとっても、リストラなど、対象者が勤務している企業が原因となるもの、また自己都合退職ということも含めまして、いろいろな状況、いろいろな家族構成と千差万別でございますが、ひきこもりや就労拒否など、今まで長い年月を経てここに至った方など、対応は非常に複雑で難しいものがあるかと予想されます。

そこで、昨年度のモデル事業としまして、全国で68自治体が実施をされたとお聞きいたしておりますけれども、県下における取り組みの状況はどうでしょうか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 平成26年度より新制度のモデル事業を実施した団体は、愛知県下では名古屋市、岡崎市、安城市、高浜市、みよし市、長久手市の6市と、愛知県の尾張福祉総合センターと西三河福祉相談センターの2つの事業所でございます。

続きまして、本市では、モデル事業を行っている長久手市を昨年7月に訪問いたしまして、現状について研修させていただいております。長久手市も、この事業を市の直営方式で実施するのではなく、本市は社会福祉協議会に委託する形をとろうと思っておりますけれども、同じように委託という形で行っております。直営の場合につきましては、来庁した相談者をワンストップで関係課の担当者へつなぐことができるという利便性があるのに対し、委託事業の場合は、相談者の状況によって再度足を運んでいただかなければならないというデメリットもございます。

しかしながら、この事業を担当する者は、原則社会福祉士などの有資格者で、国の指定する従事者養成研修を受けなければならないことになっております。市の直営方式では、人事異動等ということもありますので、継続して担当していくというのは難しい状態も考えられるということでございます。専門の担当者を配置できる事業所で実施していったほうがよりスムーズに支援できるメリットもあり、直営と委託、それぞれメリット・デメリットがありますが、当市は委託でやらせていただきたいと現在思っております。

また、利用者も月に十数名程度というようなことでございました。新たな掘り起こしをする、先ほど言われましたけど、ひきこもりとかニートとか、そういった方々をいかにして掘り起こせるかといったことは非常に問題になるかなと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） このたび、27年度予算に生活困窮者自立支援事業に対しまして、委託料や給付金等で約1,700万円が予算計上されておりますけれども、本市として具体的な取り組みはどのように行っていく予定でしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

過日といっても今週でございますけれども、社会福祉協議会の理事会、そして評議員会を開催させていただきました。この理事会、評議員会につきましては、平成27年度の社会福祉協議会の事業計画、並びに予算というようなことが大きな議案として上がっておるわけでございます。その事業計画の中で、今議員がおっしゃるような生活困窮者の自立支援法に基づくさまざまな対応について、市としてもやっていかなきゃならないということを御説明申し上げ、理事会、評議員会の皆様方には御理解をいただいたところでございます。

この制度は、御承知のように生活保護になる前の方を対象とした新制度でございます、そういった中でしっかり応援をしていこう、支援をしていこうということでございます。そうした形の中で、この仕事につきましては、社会福祉協議会に窓口を設置し、名称としては生活自立支援センターという形で窓口を設置いたします。そして、市町村が実施しなければならないという形で義務づけられております自立支援の事業、並びに住宅確保給付金の受け付け、そしてまた任意事業として示されております就労支援事業を実施するという形でございます。こういった形の中で、自立支援センターの中にそれぞれの業務を持っていきたいわけでございますが、職員の配置を3名体制で窓口として設けていきたいということでございます。そういった予算が、先ほど議員がおっしゃった1,700万円という予算を新たに計上させていただいておるところでございます。

1人としては常勤の職員でございまして、主任の相談員の支援員、そして相談支援員という者を常勤で置かせていただきます。そして任意事業としての就労支援では、就労支援員という形で1名窓口として配属する予定でございます。先ほども言いましたように、生活保護になる前の段階の方をしっかりとサポートしていこうということでございます。

1つは、自立支援事業であります生活困窮者に対して個々に相談をしていって、それに応じて各所管の中できちっとした問題解決をしていきたいと思っております。

また、調整会議等を検討して、さまざまな形でプランを立てて支援方針を決定していくというようなことになっていくわけでございます。

また、住居確保の給付金という形の窓口をつくるわけでございますが、この窓口は離職をして2年以内に収入がなくなり、住居を失うおそれのある65歳未満の方を対象にしていくわけでございます。住宅扶助の上限に対しては、家賃を3カ月間支給し、その間に就労の機会に確保に向けた支援をしていくということになります。今までも住宅支援の給付という形のもはございましたけれども、新たに住宅確保給付金というものについてやっていきたいということでございます。25年は4名の方が利用されておりますし、26年は3名の方が利用されておる状況でございます。

また、任意事業といたしましての就労準備支援員の事業でございますけれども、これはハローワークに同行いたしまして支援をしていくわけでございますけれども、すぐに一般的な

就労を行えないようなひきこもりの方であるとか、あるいはこういう表現をするのがいいかどうかわかりませんが、ニート、そういう方を対象にして、NPO法人の中で一定の技術訓練をしていただくということで、名古屋市中村区いきいきライフサポート・あいちというところがございます。そちらのほうで就労の訓練を積んでいただいて、自信を持っていただいて仕事についていただくようなことを援助していきたいということでございます。

このような形でいろんな窓口を設定させていただきますので、まずは御相談にお出かけいただきたい、または電話をかけていただきたいということになるわけですが、大切なことは、私たちが一生懸命支援をさせていただくわけですが、御本人の意思が最も重要だろろうと思っております。いろいろハローワークであるとか、さまざまな就労支援、訓練ということも含めてお手伝いをさせていただくわけですが、今までの生活保護に対する就労支援においても言えることですが、なかなか続かないというのが大きな課題として持っております。そうしたことも含めて、御本人の意思というものがこういったことに対する窓口においても非常に重要になってくるだろろうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そうした中において、27年4月1日からこの自立支援法ということに対して、市としてもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。どうぞ御理解賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 市長から御答弁いただきました。

社会福祉協議会において、生活自立支援センターとしての事業実施ということでございます。生活困窮者にとって、こうした情報やサービスの拠点となる相談窓口の設置は、自立への大きな励みになると考えます。それぞれの状況に応じた支援提供になろうかと思っておりますけれども、生活困窮状態から生活保護に頼ることのないよう、早期自立に向けた希望の窓口として支援の取り組みをしていただきたく要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は4時35分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時27分 休憩

午後4時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、次の質問者の小坂井議員から参考資料の配付依頼があり、これを認め、各位の手元に配付してありますので、よろしく願いいたします。

次に小坂井実議員、お願いします。

○13番（小坂井 実君） 13番 小坂井実でございます。

通告に従いまして質問をしたいと思います。

まず1件目といたしまして、東海北陸自動車道南進について、図面にありますのは一宮西港道路となっておりますが、一番わかりやすいのは東海北陸自動車道南進と私は思っておりますので、そのように質問いたします。

まず1番に、道路計画が断ち切れになった経緯は何かということで、この高速道路は現在一宮市まで完成していますが、そこから伊勢湾岸道、あるいは名古屋港までの南進はいつの間にか断ち切れてしまいました。私の記憶では、十数年前には路線もほぼ決まり、すぐにも進捗するものと誰もが期待した高速道路だったはずですが、現在は白紙であることがわかりました。

2月21日、尾張西部六市議長会が一宮市でありました。一宮市、稲沢市、津島市、あま市、愛西市、弥富市であります。その席で、一宮西港道路の要望を協議され、6市だけでなく大治町、蟹江町、飛島村も声をかけるべきと、2月の2日に津島市役所に議長が集まりまして、3町村へ議長が訪問されました。ぜひ一緒に運動しましょうということでございますね。

それから、3月3日に愛知県議会に三浦孝司議長を、また自民党県議団長の横井五六議員、また幹事長の中野治美議員を訪ね、要望書を手渡してまいりました。その席に市川建設部長も同席していただき、現在は残念ながら白紙の状態であると聞いてまいりました。

大村知事には、知事選直後で多忙をきわめ、陳情かないませんでした。その後、2月10日に、弥富市議会は議員研修のため同行できませんでしたが、他市の議長には東京にも出かけていただきました。

白紙になった経緯はどのように考えておられるか、御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 一宮西港道路、東海北陸自動車道につきまして御答弁申し上げます。

この道路計画におきましては、平成10年6月、東海北陸自動車道の南進として、一宮ジャンクションから弥富市の伊勢湾岸自動車道に至る概略延長30キロという中で、一宮西港道路として計画路線に指定されております。

私も愛知県に確認をさせていただきました。現在、一宮ジャンクション部分におきまして、尾張西部から東海北陸道へのアクセスを強化するため、今、インターチェンジの整備を進めているということでございます。そして、このインターチェンジにおきましては、将来のこの南進に支障のない形態で計画されており、一宮西港道路の実現に向けての呼び水になればということでございました。

そしてまた、この道路と並行して、愛知県においては一宮西港道路の調査を実施している

とのことをごさいます。いろいろな高規格道路、名古屋第2環状、そして東海環状の西回りという関連で、この一宮西港道路の実現に向け、引き続き調査研究を進めていくということをごさいました。

そういうような状況からして、市としては県との確認の中、この計画道路は断ち切れとなっているとの認識はありませんというような形で思っております。ほかの自治体、先ほど議員も言われましたけれども、この道路に対する期成同盟会が愛知県、そして名港管理組合を含めまして4市2町1村、そして一宮、稲沢という中で期成同盟会が結成されております。もう一度しっかりと原点に戻って、私どもとしてはこの計画を前に進めていくよう、皆さんと一緒に国に要望していくということが必要ではないかと思っております。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） この東海北陸道の南進は、必要性は必ずあると、市側のほうにしても非常に重要な道路であるということは認識していただいておりますが、この道路が弥富市としてどれぐらい重要であるかという、必ずあるべき道であると。その中には、まだまだ先がありまして、高潮防潮堤の上に橋をかけ、そして名古屋三河道路よりセントレア、また東名、第2東名にアクセスする遠大な構想であります。まずは伊勢湾岸道路まで、できるならば港湾部まで高速で結ばれたならば、朝夕の交通渋滞の緩和、市内への大型車流入も減るものと思われま。

それよりも増して、名古屋港にとって、また弥富、鍋田埠頭はもとより、沿岸部は飛躍的な発展が見込まれます。一宮市でも、朝の渋滞に苦慮しておられるようです。つまり名古屋港から北陸へ、北陸から名古屋港へ1本の高速道路で結ばれたならば、渋滞緩和、ものづくり、物流を見据えた沿岸の地域経済、産業に多大な利益をもたらすものと思います。

また、高速道路は災害時の緊急輸送路となり、平たんな当地域の避難場所にもなり得ると思います。市の見解をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） この一宮西港道路につきましては、以前から私も大野稲沢市長等も含めて、この必要性を強く感じているという形の中でお話もさせていただいておりますけれども、昨年12月の衆議院議員選挙という状況におきまして、9区の衆議院議員の候補者に対して、私もこのことは応援弁士という中で話をさせていただきました。

その必要性につきまして、弥富市としても大変重要な道路になるということで、そんなような話もさせていただいておりますけれども、今議員がおっしゃったとおりでございます。私からこの必要性について、もう一度確認をしていただきたいと思います。

東海北陸自動車道と一体となって、太平洋側と岐阜県を経て日本海側へと結ぶ高速ネットワークづくりをするということは、私たちの地域にとっても非常に重要であろうと。そして、

名古屋港や尾張西部地域の発展に大きく貢献するというふうに思っております。また、中部国際空港へのアクセス道路としても期待をされているわけでございます。

また、議員がおっしゃったように、西尾張中央道の交通渋滞の緩和、あるいは大型車の市街地への流入の減少、そしてまた南海トラフ巨大地震における津波被害に対するさまざまな産業道路としての利用価値、それは非常に大きいものがあるというようなことを思っております。これからも、我々としては多くの自治体と一緒に、この道路に対して、国へ要望していくということになると思います。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 議会だけが陳情にちょっと先走りましたが、ぜひ自治体も6市2町1村、スクラムを組んで、期成同盟があるということでしたが、ぜひ強力な運動を繰り広げていただきまして、この道路がもし完成したならば、本当に弥富市にはもう重要な本当に一番期待できる道路であると思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、次に移ります。

2番目に、同報無線運用についてお尋ねをいたします。

まず、同報無線の支柱に取りつけられた鍵つきの箱があるわけですね。その中身、機能についてお尋ねをいたします。

実は、この質問をいたしますのは、ある自治会がこの同報無線を活用いたしまして防災訓練をしようと思われたわけですね。それで、担当部署に許可を願い出ましたところ、制約が厳しく、実施はされたそうですが、効果は余り認められず、その後でアンケートをおとりになったときに、聞こえなかったとか、余りいい結果が出ていなかったようでございます。

まず箱の中身を、何がどのような機能が備わっているかお聞かせいただきます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤高清君） 橋村防災安全課長。

○防災安全課長（橋村正則君） それでは、同報無線の機能と装備についてお答えをさせていただきます。

同報無線は、災害が発生した場合、災害の規模、災害現場の位置や状況を把握し、いち早く正確な情報を地域住民に伝達することにより、被害を最小限に抑え、2次災害の発生を防ぐために、エリア内の住民に一斉に情報を伝達することを可能にし、非常災害時における災害情報の収集、伝達手段の確保を目的として構築しているものでございます。

当市におきましては、市役所に親局1局、市内各地に屋外拡声子局90基を平成19年、20年、24年度において整備をしております。同報無線の支柱に取りつけられておりますボックスは、通信装置や拡声装置が収納されております。

機能といたしましては、一度に不特定多数の住民に対して、同じ内容の情報を短時間に提

供できる親局側からの音声信号を拡声する機能、次にサイレンの吹鳴機能、次に全国瞬時警報システム、これはJアラートとありますが、これにより弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、同報無線を自動起動しまして住民まで瞬時に伝達する機能等がございます。

また、附帯機能といたしまして、屋外拡声子局単独での放送、親局と子局間の連絡通信機能や子局監視機能、アンサーバックと言っておりますが、この機能が附帯されているものがございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 以前に私も、ただいまお答えいただきましたサイレンの機能、実は私どものほうには20メートルほどの火の見やぐらがございます、そこの一番頂上に大きなサイレンを備えております。もとは、火災の場合の警報を鳴らすというのが本来の機能でございましたが、今は消防署からのいろんな連絡でございますので、うちのほうで使っておりますのは、例えば自治会の開催の時刻とか、あるいは何かの催しの始まりに役員が鳴らしております。しかし、どこからも苦情というものは来たことがございません。

例えば、そのサイレンが故障したときに、ぜひ備わっているサイレンを使わせてほしいということを一度申し出たことがあったんですが、これは使ってもらっちゃいかんというお返事をいただきました。

自主防災で使って訓練をしようというのは、今お教えいただきました子局からのマイクで皆に呼びかけたということでございますが、それがほとんど聞こえなかったと、150メートルぐらいの距離でも聞こえなかったと。前もって連絡をもらっていたから皆が集まったという程度で、ほとんど聞こえなかったというのがアンケートのお答えでございました。

それで、それを使うに対しても、音声の強弱、強さというのもあるかと思いますが、そういう場合の音声のレベルはどれぐらいで放送ができるものですか、子局の音声です。

○議長（佐藤高清君） 橋村防災安全課長。

○防災安全課長（橋村正則君） 同報無線の音声レベルの御質問でございますが、音声レベルにつきましては4段階ございます。それで、親局側でこの4段階は調整ができるということになっておりますが、子局側、先ほども申されました同報無線のマイクで放送する場合は、その音声の調整ができないというようなシステムになっております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 自治会、あるいは自主防災会が使用できる範囲は、例えばサイレンはだめだと。しかし、音声で放送して、あるいは今災害が起きたよということを放送して皆を集めると、訓練に参加していただくという、本当に自治会、あるいは自主防災会の自助、公助の自助の部分の自分たちの地域は自分たちで守ると。どんな災害が来ようとも一

人のけが人も、ましてや死者など絶対出さないと、その思い、熱意、努力、真剣さをわかっ
ていただきまして、今既に存在する施設をいかに有効に活用し、繰り返しの訓練をし、最大
の効果を出すか。その市民の思いと市側の思いの隔たりが大きいような思いがいたします。

今の話ですが、例えば音声を少し大きくしてくださいよと、もとのほうへお願いすること
はできますか。

○議長（佐藤高清君） 橋村防災安全課長。

○防災安全課長（橋村正則君） お答えします。

子局側で使う音声の調整についてはできません。親局側の一斉通報につきまして、音声の
調整ができるというようなシステムになってございます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） といいますと、子局からは音声は一定であって、大きくすること
はできないということですね。

訓練には、確かに普通の放送も、近くでは聞こえ過ぎる、聞こえ過ぎるということはある
さいということなんですね。また、風向きとか天候、あるいは季節、距離、また災害時に聞
こえなかった場合はどうするんですかということですね。したがって、サイレンだけでもぜ
ひ使わせていただいて、昔の火の見やぐらにはどこでもサイレンがありました。ですけど、
いざ災害が起きたときに皆を集めるというか、避難してくださいよというのは、音声では自
分たちでは訓練はできないということですね。

あとは、テレホンサービスをということをしたんですけど、既にテレホンサービスはあ
るということでございますので、ぜひ「0120」で始まるテレホンサービスにしてい
きたいなど、そのように思っております。

それでは、通告の項目には入れていないんですが、同報無線ということで関連という
ことで質問いたします。

同報無線の支柱に取りつけていただいた海拔ゼロメートル表記、今はGPS機能を使えば
どの地点でも簡単にはかることができるようですね。こういう場合に、例えば伊勢湾台
風でひどい目に遭ったというような方は絶対忘れないですね。

だけど、伊勢湾台風後に弥富の地へ移って住まわれている方、本当に伊勢湾台風の怖さ、
またどれぐらい水が入ったかということは記憶にございませんし、想像もできないと思
います。それで、せめて希望者だけにでも、例えば自分のところの軒先のどの辺が海
抜ゼロメートルであるかと。また、学校とか公共施設にはあるかもわかりませんが、
できるならば各家庭が自分のところの水位というか、海拔何メートルであるかとい
うことを今から認識することが大事なのではないかと。それぐらいの危機意識とい
うのはまだまだ希薄ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 橋村防災安全課長。

○防災安全課長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

その前に、先ほどの同報無線の使用できる範囲はというようなこともございましたので、あわせてお答えをさせていただきたいと思いますが、同報無線につきましては、非常災害時における災害情報の収集や伝達手段の確保を目的として構築しておりますので、緊急性の高い放送を行っております。こういうようなことから、個別の同報無線の使用に関しては特に慎重に対応させていただいておりますので、御理解をよろしくお願いしたいと思います。

それと、海拔ゼロメートル表記をということでございますが、弥富市は海拔ゼロメートル地帯でございますので、浸水被害が大変危惧されているところでございます。防災に対して大変重要なことだと思っております。ですが、各地区の同報無線の柱や避難所などに標高表示等をさせていただいております。そのようなところから御自宅の標高の確認は可能かと思っておりますので、一度そちらで確認させていただきたいと思っておりますし、また、携帯電話のGPSについても手軽に標高が確認できるようでございますので、ぜひとも防災に対する自助の範囲で御確認をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 本日の会議時間は、一般質問を続けるため延長します。

小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 我が家がどのような状況なのか。例えば、海岸堤防がもし破堤したような場合に、浸水の水位がわかれば、避難するのか、自分のところの2階で済むのか、それがまず一番に把握したいことだと思っております。その避難というのがわかれば、自分のところにとどまるということはないんです。3階ならいいとか、2階ならいいとか、自分のところの2階なら大丈夫だろうということで被害に遭ったら大変なことだと思っておりますね。何しろ、海岸堤のどこでも1カ所破堤したならば、私が前にも言ったように、太平洋と水平になるまで海水の浸入はとめられないんです。どうか避難の目安として、近くにゼロメートル表記をお願いいたしたいと思っております。市長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私ども、南海トラフ巨大地震で一番心配するのは液状化現象というような状況の中で、いわゆる津波が発生した場合には、南の伊勢湾から津波が押し寄せる。もう1つは、木曾川の左岸堤等々を含めまして、堤防の破堤というような状況でございます。もし木曾川の左岸堤の堤防が破堤した場合におきましては、水の浸水というのは非常にスピードを持ってくるだろうと思っております。

しかし、いつまでもいつまでも浸水するというような状況は、伊勢湾台風のようなときとは私は違っていると思っております。

いずれにいたしましても、大変厳しい状況ではありますけれども、しっかりとそういった

ことに対しても対応していかなくやいかん。そうした中に同報無線、あるいは私どもとしてはさまざまな形での自主防災会、あるいはそうした中での自治会とどのように連携をとっていかかというのは非常に重要なことだろうと思っております。さらに精査をしながら、この弥富市民の安心・安全を担保していかなくやならないと思っておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） それでは、私の質問はこれで終わります。

○議長（佐藤高清君） 本日はこの程度にとどめ、明日継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思っておりますので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後5時01分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 川 瀬 知 之

同 議員 鈴 木 みどり